

図書館要覧

平成23年度



福岡市総合図書館

FUKUOKA CITY PUBLIC LIBRARY

◎ 開館時間及び休館日

開館時間	≪総合図書館≫ 平日・土曜日 午前10時～午後7時（映像ホール：午前10時～午後10時） 日曜日・祝日 午前10時～午後6時（映像ホール：午前10時～午後6時） ≪分館≫ 午前10時～午後6時
休館日	≪総合図書館・分館≫ 毎週月曜日（その日が休日のときはその翌日） 毎月末日（その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その 日後において最初の土曜日、日曜日、月曜日又は休日でない日） 年末年始（12月28日～1月4日） 図書特別整理期間（不定）

◎ 図書の貸出

事項	個人貸出	団体貸出
登録条件	福岡都市圏内に居住、または福岡市内に通勤・通学する者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者が明確であること ・本の保管場所があること ・会員数が大人と子供合わせて20人以上であること
貸出冊数	1人10冊以内	最高1,000冊までとし、実情に応じて決定する
貸出期間	2週間以内	団体の希望により3～6か月
貸出方法	コンピュータによる貸出 分館と共通	図書館車等による巡回配本

※ 表紙は、福岡市総合図書館外観

目 次

I. 沿革	1
II. 運営組織と予算	2
1. 運営組織	2
2. 予算	3
III. 施設概要	4
1. 総合図書館の施設概要	4
2. 分館の施設概要	5
IV. 図書館活動	6
1. 図書資料部門	6
総合図書館の概要	6
分館の概要	7
総合図書館・分館の活動及び実績	7
2. 文書資料部門	20
文書資料部門の概要	20
文書資料部門の活動及び実績	21
3. 映像資料部門	24
映像資料部門の概要	24
映像資料部門の活動及び実績	25
4. 広報活動	28
5. 研究活動	28
6. 九州国連寄託図書館	29
7. 福岡市立点字図書館	30
8. 他施設図書室とのネットワーク	31
9. 大学図書館とのネットワーク	31
10. 福岡市総合図書館運営審議会	31
V. 条例、関係規則等	32
1. 福岡市総合図書館条例	32
2. 福岡市総合図書館条例施行規則	37
3. 図書館法	46
4. 著作権法（抜粋）	48
5. 著作権法施行令（抜粋）	49
6. 公文書館法	49
7. 博物館法（抜粋）	50
8. 子どもの読書活動の推進に関する法律	51
9. 文字・活字文化振興法	52
VI. 福岡市勢概要	55

I. 沿 革

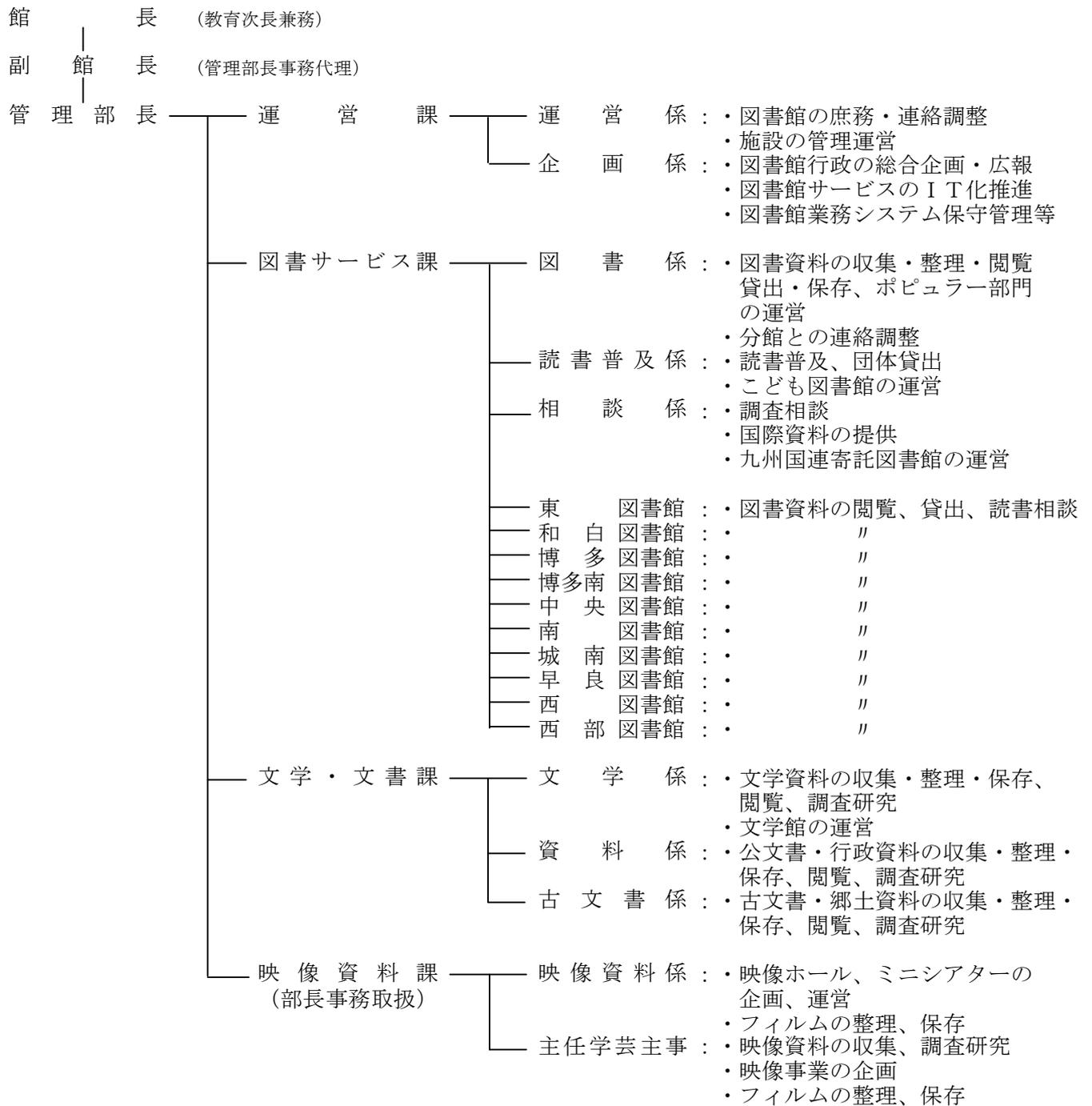
年 月 日	事 項
昭和29. 11. 18	福岡市中央公民館内に少年図書室設置、蔵書4,997冊で、主として小・中・高校生の館内利用開始
29. 12. 1	移動図書館車「青い鳥号」購入、周辺部の市民（少年）に対する巡回貸出開始
34. 8. 1	「青い鳥号」による貸出方式を、個人貸出から読書団体への団体貸出に切り替える
46. 5. 5	市立少年文化会館（現・市立少年科学文化会館）開設に伴い、少年図書室の機能を併合（少年図書室は廃止）
47. 2. 1	福岡市総合計画により、市民図書館の建設、各区に市民センター建設の方針決定
49. 10. 31	旧博多プレイランドの施設を転用し、図書館として51年度に開館する方針決定
51. 5. 30	博多区築港本町に福岡市民図書館開館
52. 7. 16	東市民センター開館、図書室の利用開始
53. 7. 22	南市民センター開館、図書室の利用開始
55. 3. 23	中央市民センター開館、図書室の利用開始
5. 5	福岡市民図書館にこども図書館開館
56. 7. 1	図書の貸出、返却に電算機導入
57. 2. 14	西市民センター（現・早良市民センター）開館、図書室の利用開始
58. 8. 26	博多市民センター開館、図書室の利用開始
59. 4. 1	福岡市民図書館保存書庫整備
8. 1	城南市民センター開館、図書室の利用開始
63. 1. 1	西市民センターが早良市民センターに名称変更
3. 1	新たに西市民センター開館、図書室の利用開始、全区に市民センター図書室が揃う
10. 25	九州国連寄託図書館を承認開設
平成元. 7. 20	福岡市新図書館基本構想委員会発足
2. 2. 27	福岡市新図書館基本構想答申
3. 1. 31	福岡市新図書館基本計画答申
10. 27	特別資料室内に国際資料コーナーを開設
7. 7. 5	新図書館竣工
12. 1	新図書館の開館準備のため、福岡市民図書館休館
8. 4. 1	福岡市総合図書館設置、各市民センター図書室の分館化、総合図書館オンラインシステムの稼働
8. 6. 29	早良区百道浜に福岡市総合図書館開館
10. 7. 1	パソコン通信による蔵書検索システムの一般公開開始
11. 1. 5	障害者への図書郵送貸出サービス開始
11. 7. 15	福岡市総合図書館ホームページ開設
12. 1. 30	博多南図書館開館
12. 12. 27	パソコン通信による蔵書検索システムを廃止
13. 3. 2	九州大学中央図書館と相互貸借開始
13. 4. 1	福岡市都市圏の公共図書館等で広域利用開始
14. 5. 25	福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」を開設
15. 8. 9	和白図書館開館
15. 11. 27	F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）に加盟
19. 4. 1	新図書館システムの稼働、I C タグの導入 自動貸出機を福岡市総合図書館に2台、各9分館に1台設置、全分館にB D Sの設置
19. 10. 10	インターネット及び検索機（OPAC）による予約受付開始
22. 4. 1	アミカス図書室資料データおよび図書取り扱いの一元化。
22. 7. 20	西部図書館開館

II. 運営組織と予算

(平成23年5月1日現在)

1. 運営組織

(1) 組織図及び分掌事務



(2) 職員配置

(単位:人)

区分	総合図書館		分館		合計	
一般職員	35	(8)	3	(3)	38	(11)
嘱託職員	38	(28)	56	(51)	94	(79)
合計	73	(36)	59	(54)	132	(90)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

【内訳】

	総合図書館								
	館長	副館長	部長	運営課	図書サービス課	文学・文書課	映像資料課	計	
一般職員	1	-	1	7 (1)	13 (5)	9 (2)	4	35 (8)	
嘱託職員		-		2	26 (24)	8 (4)	2	38 (28)	
合計	1	-	1	9 (1)	39 (29)	17 (6)	6	73 (36)	

	分館										
	東	和白	博多	博多南	中央	南	城南	早良	西	西部	計
一般職員						1 (1)	1 (1)		1 (1)		3 (3)
嘱託職員	6 (5)	6 (5)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	5 (4)	4 (4)	6 (6)	5 (4)	6 (5)	56 (51)
合計	6 (5)	6 (5)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (5)	5 (5)	6 (6)	6 (5)	6 (5)	59 (54)

※1 館長は教育次長兼務

※2 ()内は、司書資格者数を再掲

2. 予算

事	項	金額 (千円)
1	給与費等	337,667
2	管理運営費	651,433
	一般管理費	163,837
	施設管理費	254,786
	分館運営経費	232,325
	全国公共図書館研究集会開催経費	400
	施設整備公社委託料 (事務費分)	85
3	主催事業費	3,088
	映像企画事業等	1,523
	講座等経費	1,565
4	資料収集等経費	185,740
	図書・文書資料購入費	99,136
	映像資料購入費	3,954
	図書整理費	35,313
	文書資料整理等経費	35,165
	収集保存等経費	12,172
5	図書利用サービス費	164,593
	一般利用サービス費	161,449
	団体貸出運営費	2,614
	こども図書館運営費	530
6	国連寄託図書館経費	9,302
7	文学館費	14,130
	文学館事業費	2,243
	文学館管理運営費	11,887
8	施設整備費	46,518
	図書館分館整備事業	46,518
合計		1,412,471

Ⅲ. 施設概要

1. 総合図書館の施設概要

所在地 福岡市早良区百道浜三丁目7番1号
敷地面積 19,818㎡
延床面積 24,120㎡
構造 鉄筋コンクリート造・地上5階建て
施設内容等

電話 092-852-0600
FAX 092-852-0609
開館日 平成8年6月29日

区分	階	面積(㎡)	説明				
図書	ポピュラー資料部門	1	2,409	小説、文庫本、実用書などを配架 館全体の貸出・返却センター			
	こども図書館			乳幼児から中学生までの図書や絵本、紙芝居などを配架			
	点字図書館			点字図書等の貸出、対面朗読サービス			
	学習室	1	348	利用者の読書及び学習用(174席)			
	主題別部門	2	4,000	自然科学、社会科学等のレファレンスカウンター 国際資料部門、九州国連寄託図書館			
		グループ研究室			2	36	図書館資料を使ったグループ研究用
		パソコンルーム			2	51	インターネット利用、持参パソコンの利用
		マイクロリーダー室			2	17	マイクロ新聞の閲覧
	小計		6,861				
	団体貸出	団体貸出書庫	1	420	団体貸出図書の貸出・返却		
団体貸出室		1	143				
文庫連絡室		1	35				
車庫		1	119				
小計			717				
図書保存	新聞収蔵庫	3	460	古い新聞の保存・利用 最大120万冊の保存、 自動搬送機でカウンターへ搬送			
	書庫出納室	4	30				
	通常書庫	4	2,001				
	集密書庫	4	690				
	小計		3,181				
収集整理室	3	413	図書資料の受入・整理				
計		11,172					
文書資料部門	文書資料室	2	378	行政資料などを配架 公文書・古文書のマイクロフィルム閲覧			
	郷土・特別資料室	2	602	福岡地域に関する郷土資料、アジア文化賞 関係図書、福岡ゆかりの文学資料などを配架			
	マイクロフィルム保存庫	2	83	公文書、古文書のマイクロフィルム保存			
	文書資料書庫B	2	244	行政資料を保存			
	福岡文学資料室	3	50	福岡ゆかりの文学者や団体の資料を展示			
	文書資料収蔵庫2	3	125	公文書を保存			
	文書資料書庫A	4	406	公文書を保存			
	文書資料収蔵庫1	4	377	恒温・恒湿の木張りの書庫 (公文書・古文書等を保存)			
	貴重書庫	4	118	恒温・恒湿の木張りの書庫 (公文書・古文書等を保存)			
	小計		1,403				
	文書資料整理室	3	237	公文書、古文書等の受入・整理			
文学資料整理室	3	38	福岡ゆかりの文学資料の受入・整理				
計		2,658					

区	分	階	面積(m ²)	説	明
映像資料部門	映像ホール	1	932	246席、16ミ、35ミ映写機、ビデオプロジェクター	
	ミニシアター	1	133	50席、16ミ映写機、ビデオプロジェクター	
	ビデオライブラリー	1	885	ビデオ、CD等の配架及び貸出・返却	
	ビデオ・CD書庫	1	140	ビデオ、CD等の書庫	
	試写室・スタジオ	3	144	映像資料の試写室、スタジオ	
	AV調整室	3	99		
	フィルム収蔵庫	3	236	恒温恒湿(温度5度、湿度45%±5%)	
	AV資料室	3	73	映像関係資料の保存	
	AV機材庫	3	33	映像関係機材の保存	
	収集整理室	3	227	映像資料の収集・整理	
	計		2,902		
共通	エントランスホール	1	498		
	会議室	3	370	第1会議室150席・第2会議室75席	
	事務室等	3	1,398	各部門の事務室等	
	電算室等	3	201	電算室・入力室・帳票保管庫	
	点字図書館事務室等	3	143	事務室、録音室	
	その他		4,778		
	計		7,388		
合	計		24,120		

※総合図書館の入館者数 平成22年度 2,030,533 人 平成21年度 2,233,000 人

2. 分館の施設概要

東図書館	福岡市東区香住ヶ丘一丁目12番1号 東市民センター内 TEL(092)661-2125 FAX(092)661-2129 昭和52年7月16日開館/335m ² (1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建、延3,026m ²)
和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目22番27号 和白地域交流センター内 TEL(092)608-8490 FAX(092)608-8495 平成15年8月9日開館/630m ² (4階) (鉄筋コンクリート造6階建、延4,923m ²)
博多図書館	福岡市博多区山王一丁目13番10号 博多市民センター内 TEL(092)472-5996 FAX(092)472-5999 昭和58年8月26日開館/500m ² (3階) (鉄筋コンクリート造5階建 延4,725m ²)
博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目3番1号 博多南地域交流センター内 TEL(092)502-8580 FAX(092)502-8579 平成12年1月30日開館/562m ² (2階) (鉄筋コンクリート造11階建、延18,279m ² うち福岡市部分8,577m ²)
中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目5番8号 中央市民センター内 TEL(092)751-9534 FAX(092)751-9535 昭和55年3月23日開館/450m ² (1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建、延3,854m ²)
南図書館	福岡市南区塩原二丁目8番2号 南市民センター内 TEL(092)561-3048 FAX(092)561-3054 昭和53年7月22日開館/453m ² (1階) (鉄筋コンクリート造3階建、延4,529m ²)
城南図書館	福岡市城南区片江五丁目3番25号 城南市民センター内 TEL(092)864-4823 FAX(092)864-4824 昭和59年8月1日開館/512m ² (1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延4,043m ²)

早良図書館

福岡市早良区百道二丁目2番1号 早良市民センター内
 TEL(092)845-8835 FAX(092)845-8841
 昭和57年2月14日開館/480㎡ (2階)
 (鉄筋コンクリート造4階建一部5階建、延4,033㎡)

西図書館

福岡市西区内浜一丁目4番39号 西市民センター内
 TEL(092)884-3874 FAX(092)884-3895
 昭和63年3月1日開館/491㎡及び児童図書室99㎡ 計590㎡ (1階)
 (鉄筋コンクリート造4階建、延5,190㎡)

西部図書館

福岡市西区大字女原607番1号 さいとびあ内
 TEL(092)807-8802 FAX(092)807-8884
 平成22年7月20日開館/610㎡ (2階)
 (鉄筋コンクリート造3階建、延6,762㎡)

※ 市民センター内にある分館の開館年月日は、市民センターの開館年月日を表示

IV. 図書館活動**1. 図書資料部門****総合図書館の概要**

(1) 基本方針

図書資料部門は、総合図書館を21世紀における学習・情報・文化の多様なニーズに的確に
 応える生涯学習推進の中核施設と位置づけ、市民生活に密着した情報提供の役割に加えて、
 ア 本市の図書館システム全体を統括するセンター機能
 イ 幅広い豊富な資料を備える、高度で多様なレファレンスの中核機能
 ウ 特にアジアを中心とした国際資料、情報の収集、提供を図る国際資料センター機能を有
 する福岡市の中央図書館としてその整備充実を図る。

(2) 事業概要

ア 図書資料の収集・整理・保存

総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集に
 ついて一層の充実を努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。

イ 特別収書

世界の絵本について収集を行う。

ウ 主題別制によるレファレンスの充実

利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、郷
 土、国際、国連などの主題別部門コレクションを基盤として、参考資料等を整備し、レファ
 レンス業務の充実を図る。

エ 読書普及活動

文庫活動ボランティア講座、国際講座や講演会等を行う。

オ 司書資格の取得

文部科学省の委嘱を受けて大学で実施する司書講座を職員に受講させることにより、総合
 図書館職員の司書資格取得を推進する。

また、文部科学省司書専門講座や図書館地区別研修への派遣、各種会議への参加により
 司書職員の専門性の向上に努める。

カ 各種図書館間協力ネットワークの構築

県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの
 推進を図る。

(3) 22年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
大学図書館 とのネットワーク	大学図書館の専門資料を市民が利用出来るよう に、平成13年3月から大学図書館との相互貸借を開 始し、現在9大学13図書館と実施している。 さらに大学図書館との相互協力拡大を図る。	通 年
ボランティア 受入事業	市民に自己啓発・自己実現の場を提供する為、図 書館活動に協力するボランティア受入を推進する。	通 年

事業名	内容	実施時期
文庫活動 ボランティア講座	地域における子供の読書活動を推進するためのボランティアを支援することを目的として実施する	5月～11月
おはなし会	読み聞かせやストーリーテリングなどの子どもと本の出会いの場をつくり、子ども達への読書普及を図る。	通年

分館の概要

平成8年の総合図書館の設置を機会に、それまでの市民センター内図書室を総合図書館の分館として位置付け、相互に緊密な連携を図り図書館サービスの充実を図っている。

(1) 総合図書館との連携

ア 図書の選定及び購入の一体化

(ア) 総合図書館で、見計らい新刊書等により選定

(イ) 発注、購入事務は、総合図書館で一括管理、整備基準も同一

イ サービス方法の一体化

(ア) 同一の電算オンラインシステムによる登録、貸出、返却

(図書貸出カード各館共通利用)

(イ) 図書の相互貸借による効率的利用

(ウ) レファレンス業務の有機的連携

(エ) 全市的な予約受付による迅速な資料提供

ウ 各種読書行事の共同開催

エ 連絡会、研修会等の開催

オ 連絡車を毎日運行

(2) 蔵書及び奉仕活動

各館の図書収容能力は約60,000冊である。一般図書については、教養、家事、趣味、小説などを主として、特に女性や高齢者対象の実用書も充実している。児童図書は誰でも気軽に親しみやすい絵本、物語、むかしばなし、童話や紙芝居などを所有している。また「おはなし会」その他の読書行事等を実施し、地域での読書普及活動に努めている。

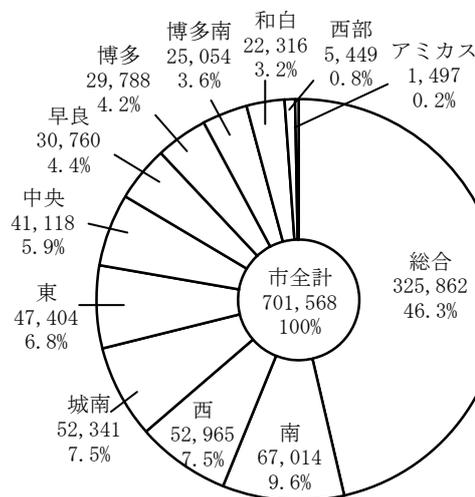
(3) 開館時間と休館日

開館時間は午前10時～午後6時。休館日は月曜日（祝日のときはその翌日）、月末日（その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日にあたるときは、その日後において最初の土曜日、日曜日、月曜日又は休日でない日）、年末年始（12月28日～1月4日）及び図書特別整理期間。

総合図書館・分館の活動及び実績

(1) 資料の利用状況

ア 個人登録者数館別構成（単位：人）



イ 個人登録者の構成(平成23年3月31日現在)

区 分		男	女	計	構成比
総合図書館	児童	6,401	6,809	13,210	4.1%
	生徒	7,668	8,793	16,461	5.1%
	一般	132,630	163,561	296,191	90.9%
	計	146,699	179,163	325,862	-
東図書館	児童	1,056	1,186	2,242	4.7%
	生徒	1,628	1,936	3,564	7.5%
	一般	16,079	25,519	41,598	87.8%
	計	18,763	28,641	47,404	-
和白図書館	児童	1,065	1,133	2,198	9.8%
	生徒	967	1,406	2,373	10.6%
	一般	5,599	12,146	17,745	79.5%
	計	7,631	14,685	22,316	-
博多図書館	児童	959	1,022	1,981	6.7%
	生徒	1,011	1,185	2,196	7.4%
	一般	10,146	15,465	25,611	86.0%
	計	12,116	17,672	29,788	-
博多南図書館	児童	1,001	1,117	2,118	8.5%
	生徒	1,183	1,452	2,635	10.5%
	一般	6,420	13,881	20,301	81.0%
	計	8,604	16,450	25,054	-
中央図書館	児童	709	807	1,516	3.7%
	生徒	730	961	1,691	4.1%
	一般	13,504	24,407	37,911	92.2%
	計	14,943	26,175	41,118	-
南図書館	児童	1,704	1,883	3,587	5.4%
	生徒	2,318	2,783	5,101	7.6%
	一般	21,190	37,136	58,326	87.0%
	計	25,212	41,802	67,014	-
城南図書館	児童	1,651	1,825	3,476	6.6%
	生徒	2,140	2,477	4,617	8.8%
	一般	17,113	27,135	44,248	84.5%
	計	20,904	31,437	52,341	-
早良図書館	児童	737	808	1,545	5.0%
	生徒	855	1,074	1,929	6.3%
	一般	8,679	18,607	27,286	88.7%
	計	10,271	20,489	30,760	-
西図書館	児童	1,722	1,944	3,666	6.9%
	生徒	2,584	2,942	5,526	10.4%
	一般	14,289	29,484	43,773	82.6%
	計	18,595	34,370	52,965	-
西部図書館	児童	701	902	1,603	29.4%
	生徒	137	223	360	6.6%
	一般	1,076	2,410	3,486	64.0%
	計	1,914	3,535	5,449	-
分館計	児童	11,305	12,627	23,932	6.4%
	生徒	13,553	16,439	29,992	8.0%
	一般	114,095	206,190	320,285	85.6%
	計	138,953	235,256	374,209	-
福岡市男女共同参画 推進センター アミカス図書室	児童	25	43	68	4.5%
	生徒	14	24	38	2.5%
	一般	247	1,144	1,391	92.9%
	計	286	1,211	1,497	-
合 計	児童	17,731	19,479	37,210	5.3%
	生徒	21,235	25,256	46,491	6.6%
	一般	246,972	370,895	617,867	88.1%
	計	285,938	415,630	701,568	-

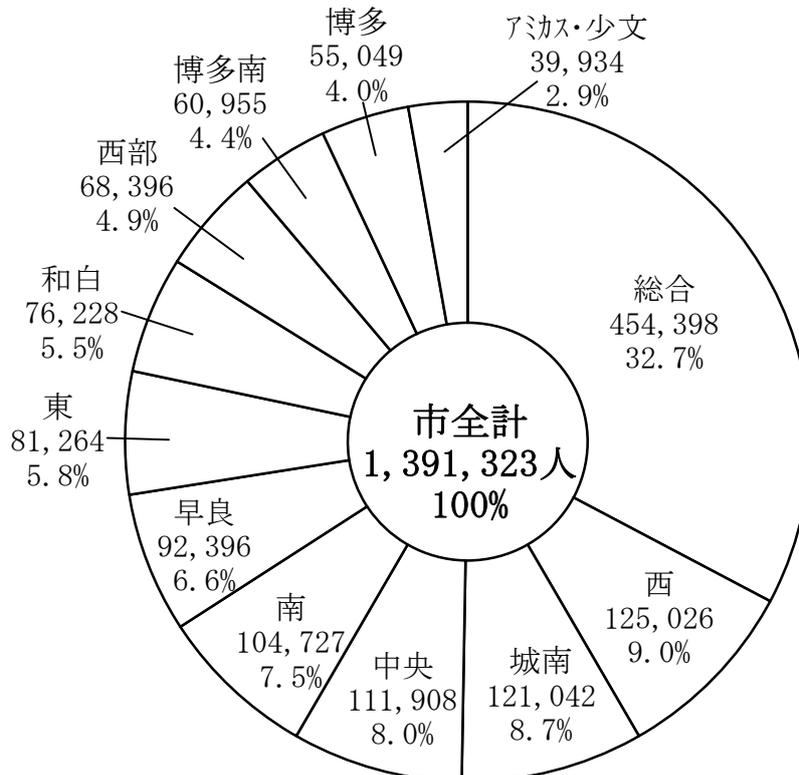
ウ 個人貸出利用者数

(単位:人)

区 分		平成22年度			平成21年度	平成20年度	平成19年度
		男性	女性	計			
総合図書館		218,545	235,853	454,398	477,946	458,621	450,732
分 館 等	東図書館	35,583	45,681	81,264	80,315	76,355	72,707
	和白図書館	28,792	47,436	76,228	80,275	82,437	85,933
	博多図書館	23,335	31,714	55,049	54,899	54,453	52,810
	博多南図書館	22,661	38,294	60,955	63,361	64,154	65,412
	中央図書館	43,519	68,389	111,908	106,139	94,846	49,005
	南図書館	42,265	62,462	104,727	104,987	101,218	97,951
	城南図書館	50,950	70,092	121,042	120,223	118,380	117,225
	早良図書館	30,353	62,043	92,396	90,897	87,162	79,937
	西図書館	43,852	81,174	125,026	132,974	126,163	121,553
	西部図書館	24,530	43,866	68,396	—	—	—
	アミカス・少年科学文化会館	8,506	31,428	39,934	—	—	—
	計	354,346	582,579	936,925	834,070	805,168	742,533
	合 計		572,891	818,432	1,391,323	1,312,016	1,263,789

注：平成21年度までのアミカス・少年科学文化会館の貸出利用者数は総合図書館に計上

平成22年度個人貸出利用者数 館別構成



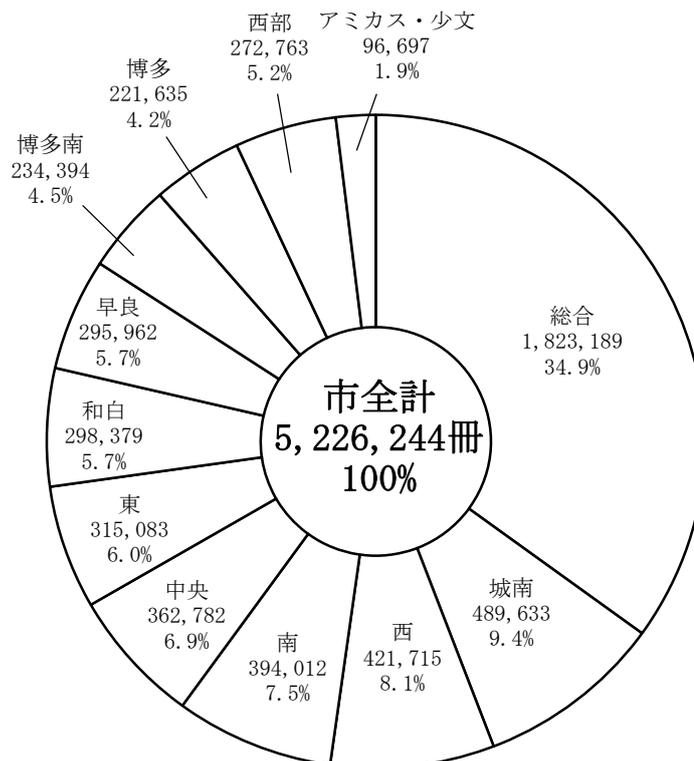
エ 個人貸出冊数

(単位:冊、%、日)

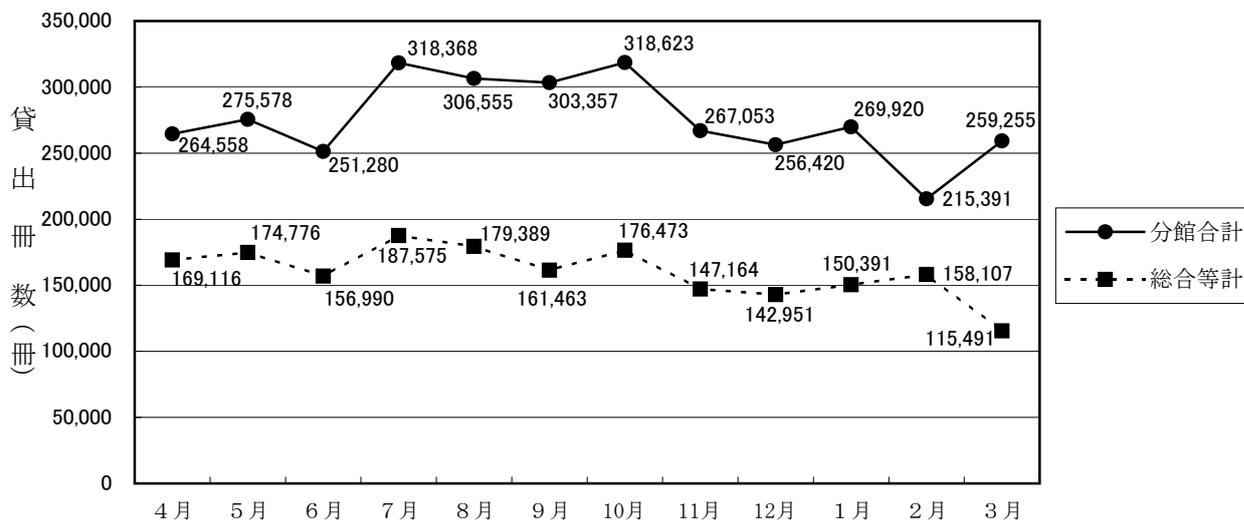
区 分	平成22年度			自動貸出機 利用冊数	平成21年度	平成20年度	平成19年度	
	一般	児童	計					
総合図書館	1,388,420	434,769	1,823,189	762,990 41.8%	1,912,951	1,889,808	1,919,464	
分 館 等	東 図書館	229,600	85,483	315,083	212,210 67.4%	317,504	307,933	301,113
	和 白 図書館	212,576	85,803	298,379	223,836 75.0%	316,118	327,788	347,733
	博 多 図書館	153,037	68,598	221,635	119,447 53.9%	219,343	226,852	224,579
	博多南 図書館	157,860	76,534	234,394	144,248 61.5%	246,373	250,568	262,832
	中 央 図書館	278,069	84,713	362,782	236,625 65.2%	347,599	320,877	164,799
	南 図書館	263,714	130,298	394,012	212,193 53.9%	396,824	394,817	399,876
	城 南 図書館	339,684	149,949	489,633	244,204 49.9%	494,316	501,494	503,242
	早 良 図書館	218,845	77,117	295,962	147,812 49.9%	293,286	292,964	273,210
	西 図書館	292,765	128,950	421,715	167,975 39.8%	461,544	457,539	462,775
	西 部 図書館	175,502	97,261	272,763	109,462 40.1%	—	—	—
	アミカス・少年科学 文化会館	85,161	11,536	96,697	0 0.0%	—	—	—
	計	2,406,813	996,242	3,403,055	1,818,012 53.4%	3,092,907	3,080,832	2,940,159
	合 計	3,795,233	1,431,011	5,226,244	2,581,002 49.4%	5,005,858	4,970,640	4,859,623

※「自動貸出機利用冊数」は、貸出冊数計の内、自動貸出機を利用して貸出された冊数及び貸出冊数計に占める割合
平成21年度までのアミカス・少年科学文化会館の貸出冊数は総合図書館に計上

平成22年度貸出冊数 館別構成



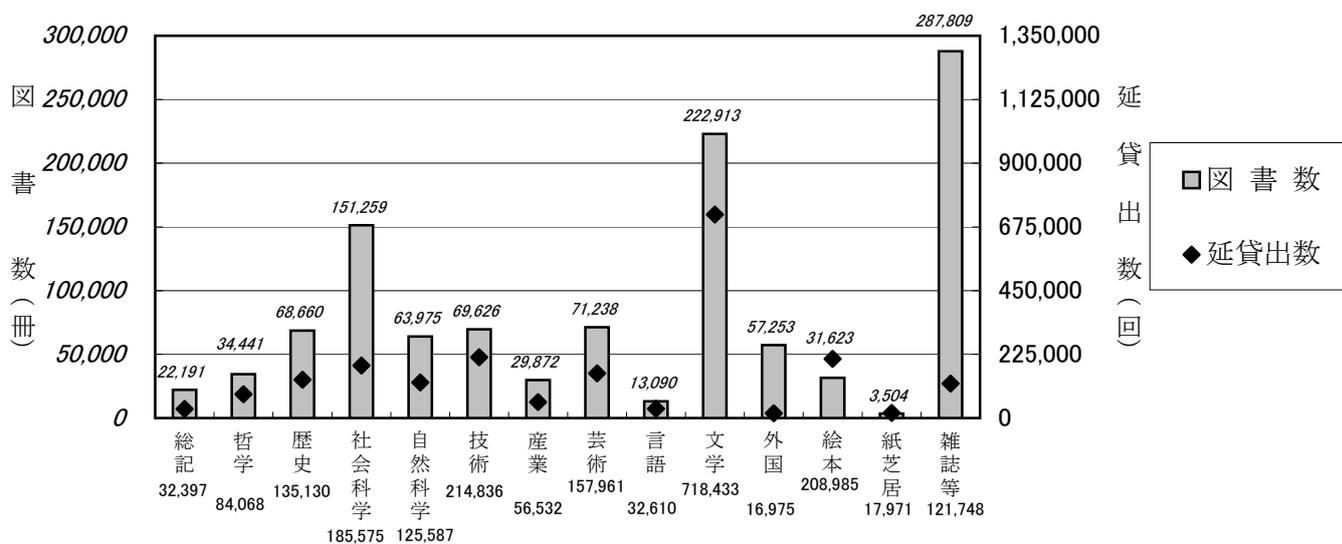
オ 月別貸出冊数の推移(平成22年度)



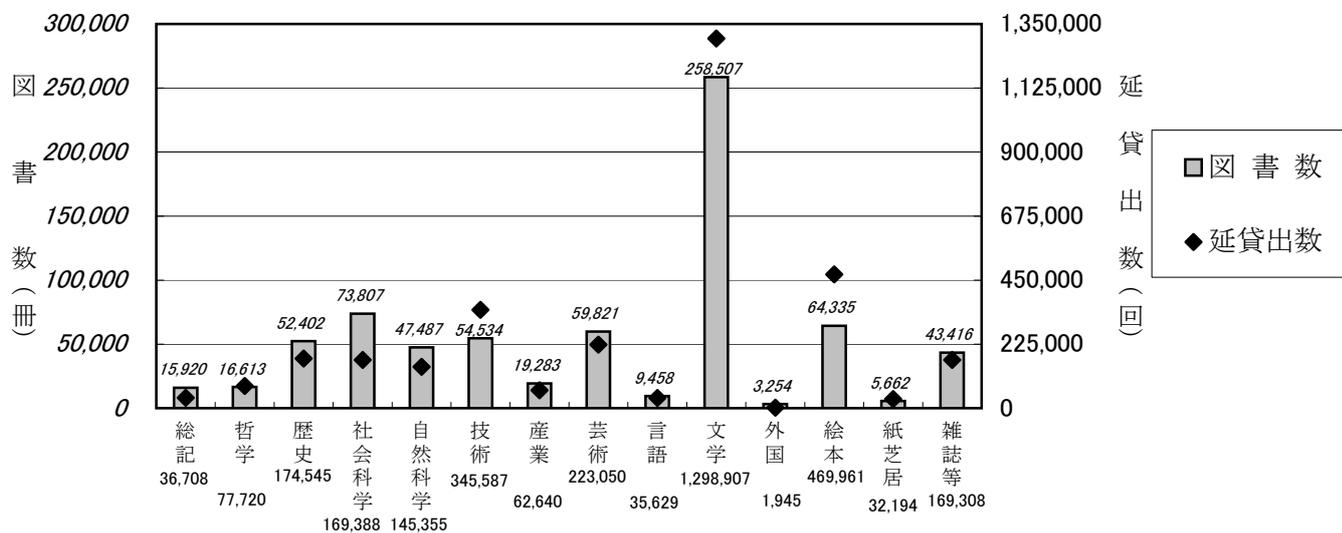
※ 休館 図書特別整理期間 総合(10日間)：3月 分館(11日間)：2～3月

カ 貸出可能図書分類別利用状況(平成22年度)

(ア) 総合図書館



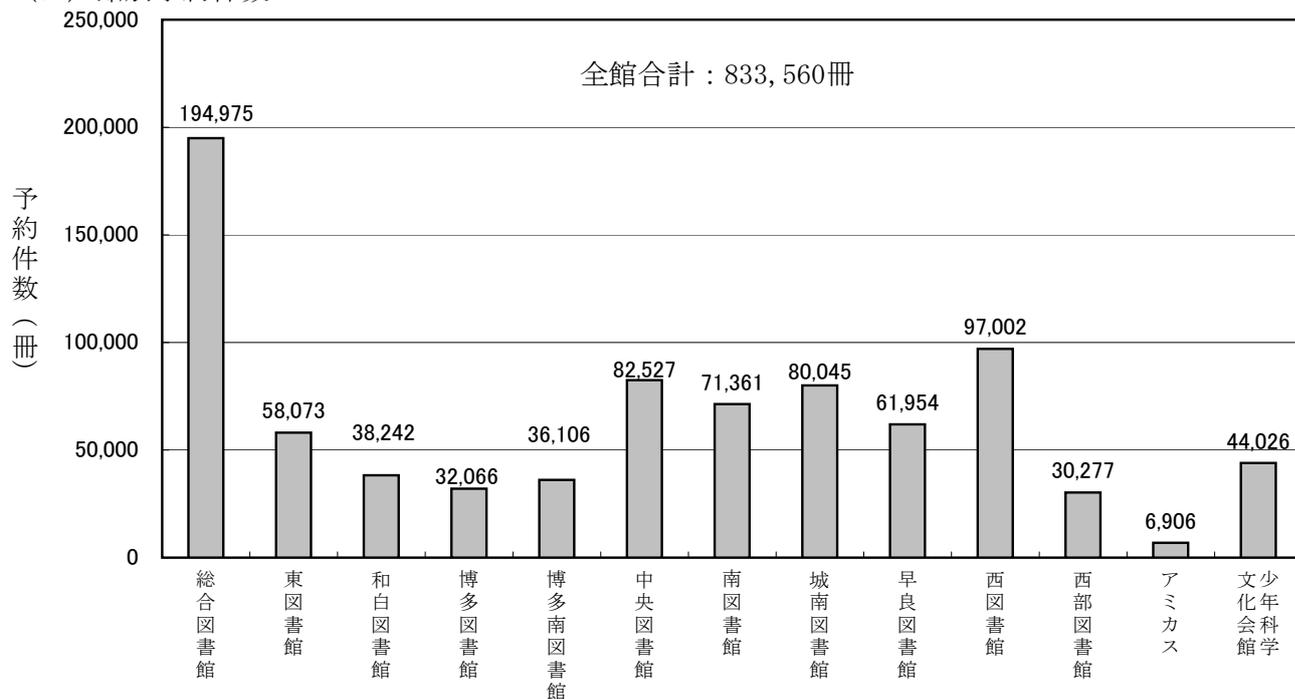
(イ) 分館



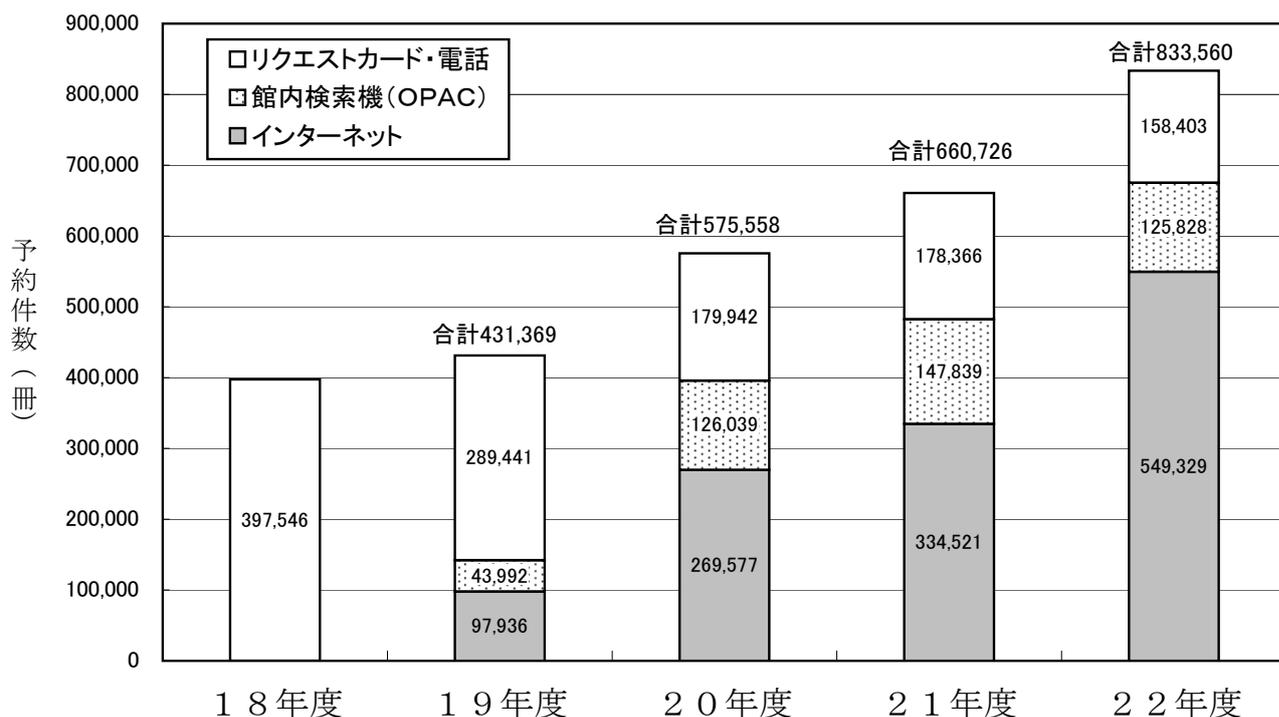
※延貸出数には、他図書館等への貸出しを含む。

キ 予約（リクエスト）サービス（平成22年度）

(ア) 館別予約件数



(イ) 方法別予約件数の推移



※インターネット、館内検索機からの予約受付は平成19年10月10日から開始

ケ 相互貸借（平成22年度）

(単位：冊)

貸借	館種	国立国会図書館	福岡県内			小計	福岡県外	計
			福岡県立	大学	その他			
借入		29	1,001	331	3,674	5,006	444	5,479
貸出		0	628	216	5,320	6,164	1,304	7,468
計		29		547	8,994	11,170	1,748	12,947

(2) 資料の収集状況
ア 図書

区 分		平成22年度収集			除籍等	平成22年度末 蔵書冊数	
		購入	寄贈等	計			
総合 図書 館	一般	一般図書	13,609	4,660	18,269	7,706	692,222
		参考図書	949	183	1,132	38	61,184
		国際資料	1,496	652	2,148	6	65,225
		郷土資料	333	691	1,024	46	93,314
		小計	16,387	6,186	22,573	7,796	911,945
	こども	児童研究資料	422	176	598	92	26,846
		児童資料	2,372	391	2,763	2,064	101,425
		小計	2,794	567	3,361	2,156	128,271
	団体貸出	一般図書	874	58	932	29	58,972
		児童図書	3,136	11	3,147	11	140,078
		小計	4,010	69	4,079	40	199,050
	計		23,191	6,822	30,013	9,992	1,239,266
	東	一般図書	1,587	219	1,806	2,541	43,494
児童図書		795	87	882	612	18,267	
小計		2,382	306	2,688	3,153	61,761	
和 白	一般図書	1,613	194	1,807	2,635	54,740	
	児童図書	773	40	813	629	21,544	
	小計	2,386	234	2,620	3,264	76,284	
博 多	一般図書	1,723	203	1,926	1,262	47,969	
	児童図書	573	28	601	317	22,135	
	小計	2,296	231	2,527	1,579	70,104	
博 多 南	一般図書	1,825	114	1,939	2,434	47,646	
	児童図書	622	27	649	350	27,122	
	小計	2,447	141	2,588	2,784	74,768	
中 央	一般図書	1,822	367	2,189	2,660	44,503	
	児童図書	627	67	694	661	18,931	
	小計	2,449	434	2,883	3,321	63,434	
南	一般図書	1,728	171	1,899	1,890	50,105	
	児童図書	510	53	563	592	20,201	
	小計	2,238	224	2,462	2,482	70,306	
城 南	一般図書	1,851	197	2,048	2,372	48,150	
	児童図書	435	32	467	348	19,493	
	小計	2,286	229	2,515	2,720	67,643	
早 良	一般図書	1,836	323	2,159	2,176	42,135	
	児童図書	560	27	587	400	19,344	
	小計	2,396	350	2,746	2,576	61,479	
西	一般図書	1,942	184	2,126	3,207	43,223	
	児童図書	595	61	656	937	18,702	
	小計	2,537	245	2,782	4,144	61,925	
西 部	一般図書	43,931	1,166	45,097	28	45,069	
	児童図書	14,365	155	14,520	0	14,520	
	小計	58,296	1,321	59,617	28	59,589	
分館計		79,713	3,715	83,428	26,051	667,293	
合計		102,904	10,537	113,441	36,043	1,906,559	

(単位：冊)

平成21年度末蔵書冊数	平成20年度末蔵書冊数	平成19年度末蔵書冊数	平成18年度末蔵書冊数	平成17年度末蔵書冊数	平成16年度末蔵書冊数
681,659	667,304	650,650	630,655	611,161	601,846
60,090	58,905	57,797	56,114	54,827	51,543
63,083	61,313	59,561	55,772	53,595	50,805
92,336	88,299	86,521	83,389	81,870	79,782
897,168	875,821	854,529	825,930	801,453	783,976
26,340	26,070	25,746	25,337	24,862	24,076
100,726	99,585	98,685	98,516	96,871	96,642
127,066	125,655	124,431	123,853	121,733	120,718
58,069	57,114	56,171	54,377	56,327	55,089
136,942	135,850	132,061	134,273	131,486	129,166
195,011	192,964	188,232	188,650	187,813	184,255
1,219,245	1,194,440	1,167,192	1,138,433	1,110,999	1,088,949
44,229	44,931	44,850	43,579	43,855	47,548
17,997	18,765	18,195	17,589	17,174	17,672
62,226	63,696	63,045	61,168	61,029	65,220
55,568	54,789	54,020	51,435	50,789	47,303
21,360	20,743	19,933	18,853	17,899	16,424
76,928	75,532	73,953	70,288	68,688	63,727
47,305	47,578	47,592	47,784	48,773	49,870
21,851	21,901	21,656	20,951	20,490	20,076
69,156	69,479	69,248	68,735	69,263	69,946
48,141	49,121	52,192	56,876	57,958	57,295
26,823	26,865	26,819	28,214	28,771	27,921
74,964	75,986	79,011	85,090	86,729	85,216
44,974	44,770	45,816	46,224	47,400	47,009
18,898	18,588	18,302	17,764	17,410	16,879
63,872	63,358	64,118	63,988	64,810	63,888
50,096	53,969	51,612	50,855	52,617	54,157
20,230	20,634	19,918	19,856	20,088	19,722
70,326	74,603	71,530	70,711	72,705	73,879
48,474	48,504	47,887	46,964	46,412	46,976
19,374	19,296	19,055	18,891	18,597	18,112
67,848	67,800	66,942	65,855	65,009	65,088
42,152	44,470	44,955	44,758	46,079	46,939
19,157	19,750	19,171	18,719	19,599	19,535
61,309	64,220	64,126	63,477	65,678	66,474
44,304	46,696	50,309	51,329	53,352	53,167
18,983	19,522	20,353	20,444	20,395	20,269
63,287	66,218	70,662	71,773	73,747	73,436
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
609,916	620,892	622,635	621,085	627,658	626,874
1,829,161	1,815,332	1,789,827	1,759,518	1,738,657	1,715,823

イ 逐次刊行物収集一覧(平成23年4月1日現在)

館名	購入						その他の寄贈	
	雑誌		新聞		法令集 追録	国会議 事録他	雑誌	新聞
	日本	外国	日本	外国				
総合図書館	527種	50種	44種	17種	7種	2種	581種	14種
東図書館	68種	—	6種	—	—	—	3種	3種
和博図書館	133種	—	7種	—	—	—	4種	2種
博多図書館	79種	—	5種	—	—	—	4種	3種
博多南図書館	86種	—	5種	—	—	—	3種	2種
中図書館	80種	—	6種	—	—	—	4種	3種
南図書館	77種	—	5種	—	—	—	7種	3種
城南図書館	79種	—	5種	—	—	—	6種	3種
早良図書館	80種	—	5種	—	—	—	5種	3種
西図書館	78種	—	5種	—	—	—	4種	3種
西部図書館	75種	—	6種	—	—	—	3種	2種

ウ マイクロフィルム (平成23年4月1日現在)

(単位：巻)

新聞	雑誌	郷土資料	明治期刊行図書	官報	一般資料	計
5,366	53	1,047	16,358	1,079	722	24,625

エ CD-ROM、DVD-ROM
オンラインデータベース

タイトル数 11 種類
タイトル数 6 種類

(3) その他の利用状況

ア 個人貸出部門

(ア) 相談事務 (平成22年度)

① 主題別部門

(単位：件)

区分	窓口相談	電話相談	文書相談	計
レファレンス	33,139	10,105	17	43,261
利用案内	11,152	1,842	0	12,994
計	44,291	11,947	28	56,255

レファレンスの部門別内訳

(単位：件)

区分	所蔵調査	書誌調査	文献調査	事実調査	計	
一般参考部門	口頭	1,039	5	84	24	1,152
	電話	145	0	16	13	174
	文書・FAX	0	0	0	0	0
	計	1,184	5	100	37	1,326
人文科学部門	口頭	11,791	249	4,409	368	16,817
	電話	5,486	116	339	108	6,049
	文書・FAX	1	0	7	1	9
	計	17,278	365	4,755	477	22,875
社会科学部門	口頭	3,665	88	1,112	212	5,077
	電話	1,041	38	112	36	1,227
	文書・FAX	0	1	2	1	4
	計	4,706	127	1,226	249	6,308
自然科学部門	口頭	2,892	55	867	63	3,877
	電話	1,250	36	130	17	1,433
	文書・FAX	0	0	3	0	3
	計	4,142	91	1,000	80	5,313
国際資料部門	口頭	2,748	154	1,753	241	4,896
	電話	772	6	329	7	1,114
	文書・FAX	1	0	0	0	1
	計	3,521	160	2,082	248	6,011
国連資料部門	口頭	684	138	355	143	1,320
	電話	24	25	14	45	108
	文書・FAX	0	0	0	0	0
	計	708	163	369	188	1,428
計	口頭	22,819	689	8,580	1,051	33,139
	電話	8,718	221	940	226	10,105
	文書・FAX	2	1	12	2	17
	計	31,539	911	9,532	1,279	43,261

②ポピュラー部門（平成22年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	12,055	312	12,367
利用案内	12,082	6,547	18,629
計	24,137	6,859	30,996

③こども図書館（平成22年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	11,186	49	11,235
利用案内	5,474	74	5,548
計	16,660	123	16,783

④各分館（平成22年度）

（単位：件）

区 分	東		和白		博多		博多南		中央		南		城南		早良		西		西部		計	
	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話
レファレンス	1,754	487	2,306	713	663	231	4,121	761	2,565	746	1,221	1,224	1,520	981	2,900	744	4,529	1,437	1,321	44	22,900	7,368
利用案内	3,366	1,472	2,048	1,521	84	737	1,691	896	5,498	2,630	694	1,436	579	1,279	2,418	1,233	5,698	2,912	2,420	287	24,496	14,403
計	5,120	1,959	4,354	2,234	747	968	5,812	1,657	8,063	3,376	1,915	2,660	2,099	2,260	5,318	1,977	10,227	4,349	3,741	331	47,396	21,771

(イ) 複写サービス（平成22年度）

区 分	枚 数
電 子（モノクロ）	473,993（CD-ROM含む）
電 子（カラー）	4,425
マ イ ク ロ	2,707（A4判 1,136、A3版 1,571）
計	481,125

(ウ) マイクロフィルム、CD-ROM等閲覧件数（平成22年度）

区 分	閲 覧 件 数
マイクロフィルム	2,210
CD-ROM	1,287
インターネット	8,650

郷土資料は除く

(エ) ボランティア活動実績

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度
登 録 者	84人	94人	101人
1日平均活動人数	4.48人	4.58人	4.59人
1回あたりの平均活動時間	2時間6分	2時間7分	2時間25分
総 活 動 時 間	2,693	2,830時間	2,828時間

(オ) ホームページへのアクセス件数

年 度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
ア ク セ ス 件 数	1,060,426	969,796	744,077	525,283

※ 福岡市総合図書館ホームページのトップページへのアクセス件数

イ 団体貸出部門

(ア) 登録団体(各年度：4月1日現在)

区 分	平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度	
	団体	会員数								
公 民 館	55	6,285	56	7,819	57	8,047	58	8,085	55	7,373
留守家庭 子ども会	116	9,396	114	8,954	108	8,358	100	7,461	94	6,590
集 会 所 等	47	8,252	46	7,381	49	7,753	50	8,110	47	8,211
学校・PTA	66	25,504	61	23,492	55	21,478	48	17,159	46	18,563
高齢者施設等	29	3,180	32	3,105	32	3,166	30	3,053	30	3,004
計	313	52,617	309	50,751	301	48,802	286	43,868	272	43,741

(イ) 区別登録団体数(各年度：4月1日現在)

年 度	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
平成23年度	67	33	31	37	24	71	50	313
平成22年度	66	31	32	38	24	71	47	309
平成21年度	69	32	26	37	24	68	45	301
平成20年度	65	30	24	38	22	63	44	286
平成19年度	60	27	22	39	22	60	42	272

(ウ) 団体貸出状況

区 分	児 童		一 般		計	
	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数
平成22年度	191,986	221,076	35,629	40,067	227,615	261,143
平成21年度	193,176	218,512	36,280	40,000	229,456	258,512
平成20年度	194,175	219,032	36,280	41,360	230,455	260,392
平成19年度	192,819	222,217	36,256	39,211	229,075	261,428
平成18年度	183,807	202,937	34,205	35,596	218,012	238,533

(4) その他(平成22年度)

ア 読書行事
本館

行事名	月日	内容	講師(敬称略)	延 参 人	参 加 数
文庫活動ボランティア講座	初心者コース	5月21日(金)	読み聞かせの基本	語りの森代表 富原美智子	402
		5月28日・6月8・18日のうち1日	読み聞かせの実習	福岡おはなしの会会員	
		6月4・15・25日のうち1日	〃	〃	
		7月6日(火) 7月7日(水)	すばらしい紙芝居の世界	子ども文化研究家 中平 順子	
	経験者コース	9月7日(火)	ストーリーテリングの基本	語りの森代表 富原美智子	128
		9月14日(火)	子どもと本をつなぐ -読書ボランティアのいま、これから-	親子読書地域文庫全国連絡会代表 広瀬 恒子	
		9月22日(水)	ストーリーテリングの実際	福岡おはなしの会会員	
		10月20日・11月9日のうち1日	ストーリーテリングの実習	福岡おはなしの会会員	
		10月27日・11月16日のうち1日	〃	〃	
	児童文学講演会	7月6日(火) 7月7日(水)	すばらしい紙芝居の世界	子ども文化研究家 中平 順子	198
9月14日(火)		子どもと本をつなぐ -読書ボランティアのいま、これから-	親子読書地域文庫全国連絡会代表 広瀬 恒子		
おはなし会	毎週土曜日 日曜日 (98回)	おはなし、絵本の読み聞かせ、紙芝居	図書館職員 福岡おはなしの会会員	4,016	
こぐまちゃんおはなし会	毎月第2金曜日 (12回)	0～2歳児と保護者を対象に、わらべうた、絵本の読み聞かせ	福岡おはなしの会会員	1,022	
こどもの日特別おはなし会	5月2日(日)	おはなし、絵本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員	259	
クリスマス特別おはなし会	12月19日(日)	おはなし、パネルシアター、ペープサード、紙芝居等	福岡おはなしの会会員	156	
夏休み図書館の達人講座	8月4日(水) 8月18日(水)	子ども達に夏休みの自由研究等にも役立つ、図書館を利用した調べ学習の方法を学んでもらい、図書館利用に関する基本的知識を習得してもらう。	図書館職員	30	
総合図書館バックヤードツアー	10月20日(水) 10月27日(水)	利用者が日頃見ることができない閉架書庫や図書整理室などのバックヤードの見学会を実施。	図書館職員	22	

分館

分館名	行事名	回数	参 人	加 数	分館名	行事名	回数	参 人	加 数
東図書館	どようおはなし会	44	498	博多南図書館	どようおはなし会	48	1,030		
	赤ちゃんおはなし会	12	250		赤ちゃんおはなし会	12	456		
	七夕会	1	43		冬のおはなし会	1	96		
	こわ〜いおはなし会	1	13		中央図書館	土曜おはなし会	46	478	
	イースタンヤングフェスティバル	1	17			赤ちゃんおはなし会	12	442	
	クリスマス会	1	42			夏のおはなし会	1	52	
和白図書館	どようおはなし会	48	589	冬のおはなし会	1	39			
	赤ちゃんおはなし会	12	153	南図書館	子どもおはなし会	49	652		
	クリスマスおはなし会	1	42		赤ちゃんおはなし会	12	291		
	おりがみ教室	1	43		子どものつどい	1	100		
どようおはなし会	17	185	クリスマスおはなし会		1	120			
博多図書館	にちょうおはなし会	11	78	城南図書館	どようおはなし会	52	908		
	赤ちゃんむけおはなし会	11	247		春のおはなし会	1	72		
	はるのおはなし会	1	19		冬のおはなし会	1	37		
	なつやすみおはなし会	1	32		あかちゃんおはなし会	22	654		
	ふゆのおはなし会	1	26						
	手づくり教室	11	146						
	手作り布の絵本の会	9	24						

分館名	行事名	回数	参加人数	分館名	行事名	回数	参加人数
早良図書館	どうようおはなし会	48	659	西図書館	小学生のためのおはなし会	11	51
	クリスマス会	1	54		土よう子どもおはなし会	50	1,344
	おりがみきょうしつ	11	182		小さい子のためのおはなし会	12	1,089
	だっこしておはなし会	12	633	西部図書館	どうようおはなし会	20	431

イ 展示

展示部門	月	内 容
ポピュラー部門	4月	生活を見直す
	5月	時代の転換期を生きる
	6月	F I F Aワールドカップ 南アフリカ大会
	7月	伝える・つながる
	8月	生物特集
	9月	アジアマンス
	10月	国民読書年
	11月	ノーベル賞
	12月	歌・唄・詩
	1月	〃
	2月	九州
	3月	知りたい、学びたい、やってみよう
	こども図書館	4月
5月		こどもたち あつまれ!
6月		ア・フ・リ・カ
7月		調べ物に役立つ本～調べるっておもしろい～
8月		〃
9月		アジアのひとびと
10月		国民読書年 ～ぼくのわたしの好きな本
11月		音楽がきこえてくるよ
12月		かがくであそぼう!
1月		〃
2月		ことばがキラリ☆
3月		大きくなったらなんになる?
主題別門		4月
	5月	活字とジャーナリズム 女性・ジェンダー 発明・発見の歴史
	6月	日記文学 広告 化学に親しむ
	7月	貴族と王室 鉄道を知る 動物の世界
	8月	戦国時代と安土桃山文化 危機管理 自動車
	9月	アジアの思想・哲学 アジアの政治経済 アジアの建築
	10月	日本にやってきた外国人 民間信仰 副作用と薬害
	11月	(統一：福岡の)歴史・地理 交通・経済 炭坑製鉄産業
	12月	本の装丁と出版の歴史 人権 北極・南極
	1月	源氏と平氏 世界の食べ物 環境保全と絶滅危惧種
	2月	宗教芸術 平和(紛争)を考える 食と農
	3月	〃 〃 〃
	国際部門	4月
5月		日独交流150周年
6月		タイ
7月		サムライ・武士道
8月		平和を考える
9月		アジアを食す
10月		辛亥革命100年
11月		(福岡の)歴史・地理
12月		世界の自然
1月		モンゴル
2月		児童文学
3月		〃

2. 文書資料部門

文書資料部門の概要

(1) 基本方針

文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書及び行政資料、並びに郷土福岡の歴史に関する古文書及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての役割を果たす。

また、福岡の文学資料を収集・保存、閲覧に供し、文学をとおして福岡の文化の継承と振興を図る。

(2) 事業概要

ア 公文書等

(ア) 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集、整理、保存、閲覧に供する。また、完結後20年を経過した永年保存文書で、保管の委託が適当であるものについては、受託する。

- ① 収集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。
- ② 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索用目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。
- ③ 閲覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。資料の館外貸出は本市職員に限り許可する。

(イ) 行政資料

主に本市各部局が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に配架して閲覧に供する。

(ウ) 市議会議事録類

明治から戦後までの本市議会議事録類を、文書資料室において複製本により閲覧に供する。

イ 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の郷土福岡に関する歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び補修等を行いマイクロフィルム撮影して、検索用目録を作成する。
- ③ 閲覧 文書資料室において、原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。

ウ 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行い、貴重資料のマイクロフィルム撮影を行い、閲覧用複製本を作成する。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に配架して閲覧に供する。
貴重資料については、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

エ 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集、整理・保存し、閲覧に供する。福岡文学資料室等では、福岡ゆかりの文学者等の著作、原稿、写真などを展示。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に配架して閲覧に供する。
貴重資料は閲覧に供していない。

オ 福岡市文学館の運営

福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」において、企画展・文学講座等の事業を実施し、市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

カ レファレンス業務

郷土・特別資料室及び文書資料室において、各資料に関するレファレンスを行う。

(3) 平成23年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
公文書資料目録23年度版(CD-ROM)の発行	平成22年度までに収集・整理した公文書資料(永年保存文書)の簿冊及び件名目録を検索用として作成	平成24年3月
郷土・特別資料室内展示	郷土に関する市民の理解と関心を深めてもらうため、資料室カウンター前等において、様々なテーマで郷土福岡の歴史などを紹介	通年
古文書資料目録17発行	平成23年度までに収集した古文書資料の目録を検索用として作成	平成24年3月
古文書学講座	古代・中世・近世・近代の古文書に関する講座を開催	9月～10月
企画展(文学)	福岡ゆかりの文学者や文学作品、福岡での様々な文学活動を紹介する展覧会を開催	11月～12月
文学講座	福岡の文学について、市民の理解と関心を深めてもらうための文学講座を実施	通年

文書資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況(平成23年3月31日現在)

資料内容	公文書	行政資料	古文書資料	郷土資料	文学資料
冊・点数	29,150冊	41,520冊	60,671点	93,314点	18,914点

※ 郷土資料数は、13ページ「図書資料部門の活動及び実績(2)資料の収集状況」中の「郷土資料」蔵書冊数を再掲。(逐次刊行物を除く)

(2) 資料の利用状況(平成22年度)

(単位:件)

利用内容	レファレンス	利用案内	閲覧	複写
件数	4,918	4,870	74	66

※ 閲覧・複写は開架資料の閲覧・複写を除く。

(3) 普及活動(平成22年度)

ア 郷土・特別資料室内展示

月	展示内容	月	展示内容
4月	月形洗蔵と筑前勤王派	10月	福岡・博多をもっとよく知る本
5月	月形洗蔵と筑前勤王派	11月	川上音二郎
6月	月形洗蔵と筑前勤王派	12月	川上音二郎
7月	月形洗蔵と筑前勤王派	1月	川上音二郎
8月	福岡の山歩き	2月	川上音二郎
9月	福岡の山歩き	3月	—

イ 古文書学講座

内容：古文書に初めて接する市民を対象に、古文書学の基礎を学ぶ講座を開催。

期 日	時 間	内 容	講 師 (敬称略)	参加人数
9月4日(土)	14:00~16:00	古代	(財)古都大宰府保存協会 重松 敏彦	延168
9月11日(土)	14:00~16:00	中世	太宰府市市史資料室 朱雀 信城	
9月18日(土)	14:00~16:00	近世	九州大学教授 高野 信治	
10月2日(土)	14:00~16:00	近代	北九州市立自然史・歴史博物館 日比野利信	

ウ 文学館事業

(ア) 企画展示

タ イ ト ル	期間及び会場	内 容	入場者数
檀と眞鍋	平成22年11月3日(水・祝) ～12月12日(日) 【第1会場】 総合図書館1階ギャラリー 【第2会場】 赤煉瓦文化館1階展示室	福岡にゆかりの深い作家檀一雄と、福岡出身の作家で俳人の眞鍋呉夫。檀に惹かれ兄事し、生涯傍にいた眞鍋の視線を取り入れることで、檀の新たな魅力を探るとともに、旧制福岡時代、晩年の能古の島時代など、檀の福岡時代に重きを置いた展示構成にし、檀と福岡の関わりを再考。併せて眞鍋呉夫の70年に及ぶ作家人生を包括し紹介。	5,699

(イ) 講座

タ イ ト ル	期日及び会場	内 容 (敬称略)	参加人数
映画「火宅の人」上映 と檀太郎氏講演会 「父を囲む豊かな人々」 ※企画展開連講座	平成22年11月27日(土) 会場：総合図書館1階 映像ホール・シネラ	【講師】 檀太郎(エッセイスト)	246
市民公開講座 もうひとつの〈日本〉 ータイ国からみた日本文学 ・文化研究の過去・現在 ※平成22年度科学研究費 補助金研究事業との共催	平成23年1月22日(土) 会場：赤煉瓦文化館1階 展示室	【講師】 ナムティップ・メータセート (タイ国チューラーロンコーン大学文学部 東洋言語学科日本語講座専任講師) 他3名	32
赤煉瓦夜話 *毎月第3木曜日 18時30分から開催	平成22年 4月15日(木) 5月20日(木) 6月17日(木) 7月15日(木) 8月19日(木) 9月16日(木) 10月21日(木) 平成23年 1月20日(木) 2月17日(木) 3月17日(木) 赤煉瓦文化館1階展示室	様々な講師による文学にかかわる講座・講演会 【講師】 ・八尋義幸(総合図書館主任学芸主事) ・矢野寛治(コピーライター) ・宮園智子(福岡おはなしの会) ・波佐間義之 (「九州文学」編集委員会代表) ・梁木靖弘(映画・演劇評論家) ・大石實(福岡県の文学碑研究家) ・織坂幸治 (詩人・檀一雄文学碑建立委員会事務局長) ・弓削閑平 (グルメマガジン「ソワニエ」編集長) ・高山倫明 (九州大学大学院人文科学研究院教授) ・原 奈(作家)	600

(ウ)福岡市文学館機関誌「文学館倶楽部」(NO.11、NO.12)の発行(9月、3月)

(4) 収集資料（平成22年度）※『平成22年度古文書資料目録16』掲載分

ア 寄贈

資料名	寄贈者	点数	内 容 等
松坂洋昌資料	松坂洋昌	313点	市内西公園の福山家に伝来した資料群で、松坂洋昌氏が収集したもの。福山家は明治末期から同所で商売を営んでいたが、平成10年頃家屋を解くにあたって寄贈者が譲り受けた。明治末期から昭和初期の、家業・家政関係111点、家人が使用した教科書・文具類129点、家人が収集した書籍・雑誌・レコード等73点から成る。

イ 購入

資料名	点数	内 容 等
上田潤平関係資料	759点	山口県厚狭郡海岸部（現、宇部市港湾部西側）で炭鉱開発を手掛けた上田潤平に関する資料群。上田潤平は阿川毛利家に仕え、幕末一代家老を務めた。開発事業関係628点、上田家家政関係79点、その他43点から成る。近世文書6点を除いて大半が明治20～30年代の資料。
上横山掛文書	484点	旧久留米藩領の筑後国上妻郡北川内村上横山掛（現、八女市上陽町北川内地域）に関する文書群。近世中期から大正期までの、近世文書283点と、村政や土地関係等の近代文書127点、飯塚名に居住した井上家が所持していた卒業証書等74点から成る。
新島家文書	353点	博多土居町下（現、博多区綱場町・下川端町）の新島家に伝来したとみられる文書群。新島家は江戸後期に町年寄を務め、年行司格等を付与された。江戸後期から大正期までに新島家に交付された御達・褒状・通知類105点、糶商売及び材木商売関係資料・家政資料・証書類等242点、山笠関係資料6点から成る。
下原村文書	253点	粕屋郡下原村（現、福岡市東区）で組頭や庄屋、旅人見廻役、保長等を務めた中尾家に伝来したと考えられる文書群。江戸時代中期から明治時代初期までの、中尾家が行政に関わった過程で作成あるいは授受した文書152点、中尾家の家政資料89点、その他がある。
上上津役村文書	215点	遠賀郡上上津役村（現、北九州市八幡西区）で組頭や庄屋、戸長等を務めた小野家に伝来したと考えられる文書群。江戸中期から大正時代までの、近世文書65点と近代文書150点が残存している。

3. 映像資料部門

映像資料部門の概要

(1) 基本方針

映像資料部門は、映画フィルム等を後世に継承し、また、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解が深まることを目的に、以下のことを行う。

ア アジア各国及び日本で制作された優れた映画作品のフィルムを収集するとともに、貴重な映像文化財として長期保存すべくフィルムアーカイヴを運営する。

イ 収集したフィルムその他の映像資料は、映像ホール・シネラやミニシアターほかで上映・公開し、市民の映画への関心を向上させるとともに、アジア各国の歴史、文化などの理解を深め、また教養や知識を高めることを期す。

ウ 映像作品を制作し、又はアジア映画の自主上映等を行う市民・団体に対して、映像ホール・シネラの利用などの支援を行う。

エ アジア映画に関する情報収集、調査研究を行い、このため、国内外の映画関係者との交流を行う。

オ 収集した映像資料の中のビデオ、DVD、CD等は、市民に貸出を行う。

※F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）への加盟

平成15年11月にF I A Fに加盟。東京国立近代美術館フィルムセンターに次いで日本では2番目。

F I A Fは美術文化・歴史的価値を持つ映像資料の復元、収集保存に関する情報提供とフィルムアーカイヴ間の連帯・支援を行う国際組織

[設立] 1938年 [本部] ブリュッセル（ベルギー）

[会員] 71カ国・4地域・139施設

(2) 事業概要

ア 映像資料の収集・保存

イ 映像資料の調査・研究

ウ 映像資料の公開

・映像ホール・シネラ(246席)の運営

・ミニシアター(49席)の運営

・映像資料の展示

(3) 23年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
映像資料収集事業	・アジアフォーカス・福岡映画祭参加作品 ・ビデオ・DVD・CD	通年
通常上映事業	映像資料部門の常設展的上映活動と位置づけ、収集したアジア映画、日本映画やドキュメンタリー映画等を定期的に上映する。 上映に際しては各々テーマを設定し、多様な映画芸術の魅力を紹介する。	通年

事業名	分類	企画名	内 容	実施時期
特別企画	アジア映画紹介事業	韓国シネマフェスティバル	娯楽作品から芸術作品まで、近年話題の韓国映画の秀作を特集。	8月
画事	映像創造事業	イメージフォーラム・フェスティバル2011	日本最大の実験映画のコンペティションであるイメージフォーラム・フェスティバル。九州では総合図書館が唯一の開催場所であり、今回で16回目の開催。	6月

事業名	分類	企画名	内 容	実施時期
特別企画画事業	映像創造業	ぴあフィルムフェスティバルin福岡 PFFスカラシップ 特集	日本最大の自主映画のコンペティション「ぴあフィルムフェスティバル」からスカラシップ作品を特集。	1月
		長谷川一夫特集	日本の美男子の代名詞であり、戦前から戦後にかけてトップスターだった長谷川一夫の主演作を特集。	5月
	シネマテーク事業	ポルトガル映画祭2010 ～マノエル・ド・オリヴェイラとポルトガル映画の巨匠たち～	2010年の日本・ポルトガル修好通商条約150周年記念。100才を超えて現役のオリヴェイラ監督を中心にポルトガル映画の秀作を特集。	6月
		山本薩夫監督特集	2010年に生誕100年を迎えた、社会派の巨匠・山本薩夫監督の特集。	7月
		映画女優・高峰秀子	平成22年12月に亡くなった日本映画史に残る女優・高峰秀子の特集。	11月
		小さな赤い花	中国映画の秀作を福岡初公開。	10月
		映画「この天の虹」	福岡市文学館「労働者による文学運動(仮題)」との協賛企画。	11月
		ヤスシ・アマト 監督特集	2009年に亡くなったヤスシ・アマト 監督の特集。	1月

映像資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況 (平成23年3月31日現在)

ア 映画フィルム 945本

アジア映画 478本、日本映画164本、ドキュメンタリー映画 73本、アニメーション 82本、実験映画等 148本

イ ビデオ/DVD 約7,500点

ウ CD/カセット 約11,000点

【平成22年度収集作品 (映像フィルム)】

作 品 名	監 督	国籍(会社)	製作年	フィルム	時間
アジアフォーカス・福岡国際映画祭2010参加作品					
夢追いかけて	リリ・リザ	インドネシア	2009	35ミリ カラー	122分
11時10分前	ペリン・エスメル	トルコ	2009	35ミリ カラー	115分
お父ちゃんの初七日	ワン・ユイソ/エッセイ・リ	台湾	2009	35ミリ カラー	92分
水辺の物語	ウー・ミンジン	マレーシア	2009	35ミリ カラー	100分
禁断の扉	ジョコ・アンワル	インドネシア	2009	35ミリ カラー	115分
トゥルー・ヌーン	ノシール・サイドフ	タジキスタン	2009	35ミリ カラー	83分
まぼろしの扉	シャーミル・ナジャフザデ	アゼルバイジャン	2008	35ミリ カラー	83分
バダック	マジド・マジディ	イラン	1992	35ミリ カラー	86分
豆満江	チャン・リュル	韓国・フランス	2010	35ミリ カラー	92分
ありふれた話	アハチャ・スイッチャーゴーンボン	タイ	2009	35ミリ カラー	82分
セレモニーホール	アブドレザ・カハニー	イラン	2009	35ミリ カラー	88分
EIGHTEEN ～旋風～	チャン・ゴンジュ	韓国	2009	ビデオ カラー	95分
10月のソナタ	ソムキアット・ウィットラニット	タイ	2009	35ミリ カラー	113分
手のとどく限り	ハム・ギョンノク	韓国	2009	ビデオ カラー	104分
アジアフォーカス・福岡映画祭2009 以前の参加作品					
押繪と旅する男	川島 透	日本	1992	35ミリ カラー	84分
裸足のピクニック	矢口 史靖	日本	1992	16ミリ カラー	92分

(2) 映画上映事業 (平成22年度)

ア 通常上映事業

月	内 容
4月	インド映画の世界
8月	香港映画特集
9月	アジアフォーカス・アーカイヴズ 日本映画名作選
11月	映画に見る福岡 「火宅の人」上映
1月	マレーシア映画特集
2月	プラサンナ・ヴィターナゲー監督とスリランカ映画特集
3月	アーカイヴ・コレクションPART5

イ 特別企画事業

分類	行 事 名	期 間	内 容
アジア映画祭事業	タイ映画祭	10月6日 (水) ～30日 (土)	タイ国政府観光庁との共催。アジア映画の新たな中心になりつつあるタイ映画の特集。「キング・ナレスワン」「風の前奏曲」など全14作品を上映。
映像創造事業	イメージフォーラム・フェスティバル 2010	6月2日 (水) ～ 6月6日 (日)	日本最大の実験映画のコンペティション入選作品等15プログラムを上映。日本映像学会西部支部協賛。伊藤高志講演会を開催。
	ぴあフィルムフェスティバル in 福岡	11月4日 (木) ～ 11月7日 (日)	自主上映作品のコンペティションである「ぴあフィルムフェスティバル」から入選作など13プログラムを上映。
シネマ事業	インド映画のスター・ルック・カーン特集	4月24日 (土) ～ 4月29日 (木)	キング・オブ・ボリウッドと称されるインド映画のスター、スター・ルック・カーン主演の「家族の四季」「たとえ明日が来なくても」の2作品を上映。
	マキノ雅弘監督映画祭	5月1日 (土) ～ 5月29日 (土)	日本で最も多くの映画を監督した、プログラムピクチャーの巨匠・マキノ雅弘(1908年～1993年)監督の代表的作品「おしどり駕籠」「いれずみ半太郎」「弥太郎笠」など16本を上映。
	任書剣監督特集	6月10日 (木) ～13日 (日)	日本在住の中国人監督・任書剣の「私の叙情的な時代」など3作品を特集。
	EUフィルムデイズ 2010 in 福岡	6月15日 (火) ～25日 (金)	駐日EU代表部との共催。ヨーロッパの多様な文化を紹介する映画祭。EU加盟国12ヶ国の12作品。
	イジー・メンツェル監督特集	7月1日 (木) ～ 7月7日 (水)	「英国王給仕人に乾杯」「厳重に監視された列車」などチェコの巨匠イジー・メンツェル監督のデビュー作から最新作まで、代表作を3本特集。
	黒澤明脚本作品特集	7月9日 (金) ～25日 (日)	黒澤明生誕100年を記念して、黒澤明が脚本に関わった作品を特集。「ジャコ万と鉄」「暁の脱走」「雨あがる」など全8本を上映。
	マジド・マジディ監督特集	9月15日 (水) ～19日 (日)	アジアフォーカス・福岡国際映画祭20周年記念事業 アジアフォーカス・福岡国際映画祭との共催。「すずめの唄」「天使のような子供たち」など8作品を上映。
	映画に見る福岡	11月10日 (水) ～26日 (金)	福岡市博物館「ふくおかの歴史とくらし」協賛。福岡を舞台にした映画「空の大怪獣ラドン」「黒田騒動」「ちんちろまい」など全14作品を上映。

分類	行事名	期間	内容
シネマ トーク 事業	桜映画社の足跡Part1 子どもの映画とアニメーション	7月28日(水) ～8月8日(日)	50年以上にわたり文化映画・教育映画の製作を続ける桜映画社の作品から、Part1では、「里山っ子たち」など7プログラム12作品を、Part2では、初期のものから近年の代表作まで「海女のリャンさん」「死者の書」など全14プログラムを上映。
	桜映画社の足跡Part2 桜映画社の歴史	12月1日(水) ～25日(土)	
	映画監督 山中貞雄	1月5日(水) ～16日(日)	日本映画の巨匠・山中貞雄監督生誕100年記念。天才と云われた山中監督の、残った監督作品や脚本作品「人情紙風船」「戦国群盗伝」など7作品を上映。

ウ 講演会

行事名	期間	内容
「伊藤高志の映像世界—時間・空間・虚実のゆらぎ」	6月5日(土)	日本を代表する映像作家が語る、映像の過去・現在・未来。
タイ・トーク 「映画の前にタイをちょっと知ってみませんか」	10月17日(日) 10月23日(土)	タイ国政府観光庁の富松寛考氏による講演会を開催。
「火宅の人」上映と講演会	11月27日(土)	福岡市文学館企画展「檀と眞鍋」開催記念。檀一雄原作の「火宅の人」上映と、檀一雄の長男でエッセイストの檀太郎氏の講演会を開催。

(3) 資料の利用状況(平成22年度)

区分	映像ホール・シネラ		ミニシアター		CD等貸出		ビデオ等貸出	
	入館者	1回平均	入館者	1回平均	貸出数	1日平均	貸出数	1日平均
	人	人	人	人	点	点	点	点
4月	1,260	33	665	27	6,463	259	3,886	155
5月	2,320	50	605	23	7,049	271	4,012	154
6月	2,325	47	702	23	6,969	290	3,366	140
7月	2,363	54	902	33	6,308	234	3,971	147
8月	1,183	28	882	35	6,627	265	3,409	136
9月	2,138	55	676	28	6,338	264	3,263	136
10月	1,376	35	773	29	6,041	224	3,436	127
11月	1,733	41	698	30	6,126	266	2,904	126
12月	742	20	698	30	6,023	262	2,764	120
1月	979	27	703	31	6,083	264	2,770	120
2月	884	24	670	29	5,640	245	3,082	134
3月	485	40	453	27	4,164	245	2,327	137
計[平均]	17,788	[39]	8,427	[29]	73,831	[257]	39,190	[137]

※映像ホール・シネラの入場者には、貸館による自主上映の入場者(763人/16回)を含む。

4. 広報活動

総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などを掲載している。	月2回	福岡市内全世帯
総合図書館 ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、映像資料案内、図書館資料検索などの項目を設けている。	月2回 更新	
ホームページ 「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。 また、メールマガジンも配信している。	月1回 更新	
シネラNEWS	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	年11回	福岡市の施設・機関、マスコミ、定期購読者等／8000部
こどもとしょかん ニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、おはなし会やテーマ別本展示のお知らせ、新刊本紹介を掲載している。	年6回	福岡市の関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小中学校等／2500部
クンドルニュース	九州国連寄託図書館の活動案内、国連資料の利用者拡大を目的とし、国連資料などを紹介している。	年6回	福岡市の施設・機関、福岡県内公共図書館等／750部
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載している。	年1回	福岡市の関係施設・機関、関連図書館等／350部
レファレンスだより	レファレンスサービスをアピールすることを目的とし、相談カウンターに寄せられたレファレンスの中から、事例を主題別部門毎に紹介している。	年12回	福岡市の関係施設・機関、関連図書館等／360部

5. 研究活動

図書館各部門において調査研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告などを掲載している。	年1回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館等／500部



6. 九州国連寄託図書館

(1) 国連寄託図書館

国連寄託図書館は、国際連合（国連）がその活動状況について世界各国の人々の理解を得るため、国連の刊行する資料を寄託し、一般公開するものである。

国連寄託図書館は、平成22年4月1日現在、世界の140か国に400か所余あり、日本には14か所、九州では西南学院大学、琉球大学及び福岡市総合図書館の3か所に設置されている。

(2) 九州国連寄託図書館 (Kyushu United Nations Depository Library)

ア 沿革

昭和41年国連創立20周年記念事業として日本国際連合協会福岡県本部により、北九州市小倉図書館（当時）に開設され、その後、福岡市内の電気の科学館（昭和47～昭和56年）、九州大学経済学部資料室（昭和56年～昭和63年）を経て、国際化時代に即し、ひろく一般の人々の利用に供するため、昭和63年10月から福岡市民図書館に継承され、平成8年6月の福岡市総合図書館開館により引き続き設置している。

イ 資料概要（平成23年4月1日現在）

(ア) 内容

- ・ 主要機関の公式記録 Official Records
 - 総 会 General Assembly
 - 経済社会理事会 Economic and Social Council
 - 安全保障理事会 Security Council
 - 信託統治理事会 Trusteeship Council
- ・ 国連市販刊行物 Sales Publications
- ・ 国連条約集 UN Treaty Series
- ・ 逐次刊行物 (雑誌、ニューズレター等)
- ・ ドキュメント (会議などで資料として配布するもの、議事録、報告書)
- ・ 専門機関刊行物 (ユネスコ、WHO、ILO等)
- ・ 関連諸機関刊行物 (ユニセフ、ハビタット、国連難民高等弁務官事務所等)

(イ) 蔵書数 図書 35,176冊 逐次刊行物（ドキュメントを含む）423種

(ウ) 資料言語 英語

(エ) 分類法 国連刊行物分類表 Subject Categories

ウ 相談窓口利用状況（平成22年度） (単位：件)

電話相談	窓口相談	文書相談	計
263	2,090	2	2,355

エ 刊行物（平成22年度）

- ・ KUNDL NEWS 第56号（平成22年5月）～第61号（平成23年3月）の発行

毎号、国連が発行している本を注目の1冊として紹介。22年度に取り上げたテーマは、国連とスポーツ、都市のスラム化、国連と原子力など。また、国際年や国連で採択された国際的な特別日を紹介するなど国連活動を身近なものと感じられるよう編集、発行した。

7. 福岡市立点字図書館

点字図書・録音図書資料等を収集・製作・保存して、その読書に関する環境の充実を図り、視覚障がい者が一般市民や家族と同じ図書館内で読書ができる環境の整備を進め、情報提供施設として福祉の向上に努めることを目的としている。

(1) 業務内容

○貸し出し事業

点字図書、録音図書、CD図書、また新聞や雑誌の抜粋等を内容とした定期刊行物等を製作、整備し、利用者に郵送等にて貸し出しする。

○1階閲覧室

点字図書、録音図書資料等の閲覧や視覚障がい者用のパソコンによる閲覧、読書機による一般図書資料の閲覧を提供する。

○サービス事業

・対面朗読

総合図書館内、または持ち込みの図書・雑誌・資料等の対面朗読を行う。

・ファックス代読

簡易な文書類等をファックスで送ってもらい、電話により代読する。

・プライベートサービス

個人の希望により、図書・雑誌等の点訳または音声訳を行う。

・肢体不自由者読書サービス

一般の図書が利用できない体幹機能障がいまたは重度の上肢障がい者に対して、著作権者の承諾を得た録音図書の貸出を行う。

・パソコンネットワーク指導

インターネットの初歩から点字図書館の情報ネットワークへのアクセスの仕方など個別指導を行う。

・レファレンス（読書の奨励や読書相談）

図書に関する色々な問い合わせ等について、できるだけ調査しお応えする。

○ボランティアの指導、育成

点字図書・録音図書・CD図書製作、対面朗読のため講習会を開催し、専属ボランティアを養成する。

○点字図書館だより

新規蔵書図書の紹介や生活情報・図書情報等をお知らせするため、年6回(奇数月)の「点字図書館だより」を発行する。

(2) 運営組織(社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会)

職員構成

館長	1名
司書	2名
点訳指導員	1名
校正員	1名
貸出閲覧員	1名

(3) 運営状況(22年度 利用実績)

ア 蔵書数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	6,173	19,795
録音図書	6,338	35,071
CD図書	4,461	4,486
合計	16,972	59,352

イ 貸出数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	455	1,857
録音図書	3,177	16,988
CD図書	18,636	18,866
合計	22,268	37,711

ウ 登録者数

区分	総数
男	491人
女	373人
合計	864人

エ 館内利用者数

閲覧室利用者数	506人
対面朗読利用者数	83人

オ その他主サービス実施状況

派遣対面朗読利用者数	46人
プライベートサービス	96人

8. 他施設図書室とのネットワーク

各分館の他に下記の図書室とネットワークを結び、利便性の向上等を図っている。

※注 A：総合図書館・分館が所蔵する本 B：各図書室それぞれが所蔵する本

区分	名称	福岡市男女共同参画推進センター（アミカス）図書室	福岡市立少年科学文化会館図書室	財団法人博多駅地区土地区画整理記念会館図書室
	所在地	福岡市南区高宮三丁目3番1号	福岡市中央区舞鶴二丁目5番27号	福岡市博多区博多駅前四丁目23番9号
	TEL/FAX	(092)526-3755/526-3766	(092)771-8861/771-8863	(092)474-0102/474-0102
総合・分館の館内検索機の設置		○	○	○
総合図書館ホームページでの蔵書検索		○ (予約や貸出延長等も可能)	×	×
貸出カードの共通化		○ (総合・分館と同じ貸出カード)	×	×
Aの各図書室での返却受付		○	○	○ (本を総合・分館に送付するのみ)
Aの各図書室での予約本の受取		○	○	×
Bの総合・分館での返却受付		○	×	○ (本を会館図書室に送付するのみ)
Bの総合・分館での予約本の受取		○	×	×

9. 大学図書館とのネットワーク

公共図書館で所蔵していない専門書や学術書等の資料を幅広く市民に提供するため、福岡市に所在する大学の図書館と協定を結び相互貸借を行っている。

23年4月1日現在 9大学13図書館と協定を締結している。

(1) 経過(相互貸借開始日)

平成13年 3月2日 九州大学中央図書館

14年10月1日 九州大学六本松分館、医学分館、九州芸術工科大学図書館(九州大学芸術工学分館)
福岡工業大学付属図書館、福岡歯科大学情報図書館、福岡女学院大学図書館

16年 5月1日 西南学院大学図書館

16年10月1日 九州産業大学図書館

17年 4月1日 福岡女子大学付属図書館

18年 4月1日 中村学園大学図書館

18年11月1日 福岡大学図書館

20年 4月1日 九州大学理系図書館、筑紫分館

21年2月18日 九州大学六本松分館閉館

21年 4月1日 九州大学理系図書館が伊都図書館に改名

(2) 相互貸借実績(平成22年度)

借受 331冊

貸出 216冊

10. 福岡市総合図書館運営審議会

設置目的	総合図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。			
設置年月日	平成8年4月1日			
根拠法令等	福岡市総合図書館条例 第18条第1項			
任期	2年：平成22年7月9日～平成24年7月8日			
構成員・名簿	〈社会教育関係者〉	松田 瑞恵 甲斐 景子 大野 まり子	山藤 圭子 八尋 理恵	川崎 良 野田 真由美
	〈学校教育関係者〉	吉野 美智子	竹下 章	渡邊 由紀子
	〈学識経験者〉	高橋 昇 藤野 力	坂川 和彦	東定 宣昌

V. 条例, 関係規則等

1. 福岡市総合図書館条例 (平成8年3月28日条例第30号)

(設置)

- 第1条** 市民の教育, 学術及び文化の発展に寄与するため, 福岡市総合図書館(以下「総合図書館」という。)を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。
- 2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

(事業)

- 第2条** 総合図書館は, 次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づく図書館として, 図書, 記録, 逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
 - (2) 映画フィルム, ビデオテープ, コンパクトディスクその他必要な資料(以下「映像資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して市民の利用に供すること。
 - (3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書, 古文書その他必要な資料(以下「文書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
 - (4) 図書資料, 映像資料及び文書資料(以下「図書資料等」という。)の利用のための相談に応じること。
 - (5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。
 - (6) 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等を開催し, 及びその奨励を行うこと。
 - (7) 施設の利用に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか, 総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

(職員)

- 第3条** 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

- 第4条** 総合図書館が主催して映像ホールで映像資料を上映する場合は, 観覧する者から, 別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

(利用の許可)

- 第5条** 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等のため総合図書館の施設(映像ホール及び会議室に限る。)を利用しようとする者は, 教育委員会規則で定めるところにより, 教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が利用を受けた事項を変更しようとするときも, また同様とする。
- 2 映像ホールに係る前項の許可は, 総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

(利用の制限)

- 第6条** 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 総合図書館の利用を拒み, 又は前条の許可をせず, 若しくは既にした許可を取り消すことができる。
- (1) 利用者(利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。)が総合図書館の設置の目的に反する利用をし, 又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し, 又はそのおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合図書館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは総合図書館の施設、附属設備若しくは図書資料等を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合図書館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 第5条の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

第10条 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

第11条 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

第12条 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

第13条 観覧料、使用料及び手数料（以下「観覧料等」という。）は、前納とする。

2 既納の観覧料等は還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第14条 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

第15条 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、附属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、附属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第17条 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(総合図書館運営審議会)

第18条 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。
- 3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。（平成8年教育委員会規則第10号により平成8年6月29日から供用開始）

(福岡市市民図書館条例の廃止)

- 3 福岡市市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月11日条例第35号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成11年教育委員会規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行）

附 則（平成15年3月13日条例第30号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成15年教育委員会規則第11号により平成15年8月9日から施行）

附 則（平成19年12月20日条例第62号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第43号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市西部図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

別表第1 (平成15年条例30・平成21年条例43・一部改正)

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区香住ヶ丘一丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区大字女原

別表第2
映像ホール上映観覧料

区 分		金 額	
		個 人	20人以上の団体
通常上映観覧	一 般	500円	1人につき400円
	大学生・高校生	400円	1人につき320円
	中学生・小学生	300円	1人につき240円
特 別 上 映 観 覧		1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額	

備考

- 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映像資料の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映像資料の観覧をいう。
- 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

別表第3
1 映像ホール使用料

区 分	午前10時から 正 午 まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映 像 ホ ール	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

2 会議室使用料

区 分	午前10時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 4 時まで	午後 4 時から 午後 7 時まで	午前10時から 午後 4 時まで	午後 1 時から 午後 7 時まで	午前10時から 午後 7 時まで
第 1 会議室	2,350 円	5,100 円	5,100 円	7,200 円	9,150 円	10,900 円
第 2 会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750

備考

- 1 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 2 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 3 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

2. 福岡市総合図書館条例施行規則（平成8年3月28日教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）の事務を行うため、総合図書館に分館のほか、次の課及び係を置く。

運営課

運営係

企画係

図書サービス課

図書係

読書普及係

相談係

文学・文書課

文学係

資料係

古文書係

映像資料課

映像資料係

2 分館の所属は、図書サービス課とする。

（分掌事務）

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

運営課

- (1) 総合図書館内の連絡調整に関すること。
- (2) 総合図書館の維持管理に関すること。
- (3) 総合図書館の利用その他便宜供与に関すること。
- (4) 他の課及び分館の主管に属しないこと。

図書サービス課（分館を除く。）

- (1) 図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 図書資料の調査及び相談に関すること。
- (3) 図書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- (4) 九州国連寄託図書館の運営に関すること。
- (5) 他の図書館等との連絡、協力及び図書資料の相互貸借に関すること。
- (6) 読書普及事業に関すること。

文学・文書課

- (1) 郷土の文学等に関する資料（以下「文学資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料（以下「文書資料」という。）の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (3) 文学資料及び文書資料の調査研究及び相談に関すること。
- (4) 文学資料及び文書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。

映像資料課

- (1) 映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスクその他必要な資料（以下「映像資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
 - (2) 映像ホール、ミニシアター及びビデオライブラリーの運営に関すること。
 - (3) 映像資料の調査研究に関すること。
 - (4) 映像資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- 2 分館の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 図書資料の選定及び利用に関すること。
 - (2) 市民センターとの連絡調整に関すること。
 - (3) 読書普及事業に関すること。

（職員）

第4条 総合図書館に館長、副館長及び管理部長を、課に課長を、係に係長を、分館に分館長を置く。

- 2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査又は主任学芸主事を置くことがある。
- 3 前2項の職員のほか、課及び分館に職員を置く。
- 4 館長、副館長、管理部長、課長、係長、分館長、主査及び主任学芸主事は、職員のうちから命じる。
- 5 館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 副館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務について館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
- 7 管理部長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 課長、係長及び分館長は、上司の命を受けて課、係又は分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 主査及び主任学芸主事は、上司の命を受けて総合図書館に属する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 10 職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。

（職務権限の代行）

第5条 館長に事故がある場合又は館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、副館長がその所掌する事務について館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。

- 2 副館長に事故がある場合又は副館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、管理部長がその所掌する事務について副館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、館長の指揮を受けなければならない。
- 3 管理部長に事故がある場合又は管理部長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について管理部長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、副館長の指揮を受けなければならない。
- 4 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、係長がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、管理部長の指揮を受けなければならない。
- 5 前各号の規定により館長、副館長、管理部長又は課長の職務権限を代理して行うものがないときは、館長の職務権限は教育次長が、副館長の職務権限は館長が、管理部長の職務権限は副館長が、課長の職務権限は管理部長が行う。
- 6 分館長に事故がある場合又は分館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、運営課長が分館長の職務権限を行う。

（開館時間）

第6条 総合図書館の開館時間は、午前10時から午後7時まで（日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））に規定する休日をいう。以下に同じ。）については、午前10時から午後6時まで）とする。ただし、映像ホールについては、午前10時から午後10時まで（日曜及び休日については、午前10時から午後6時まで）とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、分館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 総合図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
- (2) 毎月末日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- (4) 図書資料、文学資料、文書資料及び映像資料（以下「図書資料等」という。）の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

(施設の利用許可申請)

第8条 条例第5条の規定による総合図書館の施設利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、福岡市総合図書館施設利用許可申請書（様式第1号）により教育長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、映像ホールの利用申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については、利用しようとする日の3月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

第9条 利用許可は、福岡市総合図書館施設利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(利用取り止め)

第10条 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市総合図書館施設利用取り止め届（様式第3号。以下「利用取り止め届」という。）を教育長に提出しなければならない。

(利用時間)

第11条 許可利用者が利用許可を受けた時間（以下「利用時間」という。）には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の経過)

第12条 許可利用者が利用の開始後において、利用時間を超えて引き続き当該利用許可に係る施設の利用を申し出た場合は、総合図書館の運営に支障がない場合においてのみ許可する。

(利用時間の超過の場合の使用料)

第13条 許可利用者が、前条の規定により利用時間を超えて利用するときの当該超えて利用する時間（以下「超過時間」という。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 映像ホール 超過1時間までごとに条例別表3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）
- (2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額。

(付属設備の使用料)

第14条 付属施設の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(図書資料等の複写手数料等)

第15条 条例第11条に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 館長は、複写を許可しない図書資料等をあらかじめ指定することができる。

(撮影等の許可)

第16条 条例第12条第一項の規定による総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、福岡市総合図書館資料撮影等許可申請書（様式第4号）により館長に申請しなければならない。

2 前項の許可は、福岡市総合図書館資料撮影等許可書（様式第5号）を交付して行うものとする。

3 撮影等は、次の各号いずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 入館者の利用に支障があると認められるとき。
- (2) 図書資料等の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他撮影等を行うことが不相当と認められるとき。

4 撮影等は、所定の場所で行わなければならない。

(撮影等の手数料)

第17条 条例第12条第2項に規定する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第18条 使用料は、利用の開始までに徴収する。

2 手数料は、複写又は撮影等の開始までに徴収する。

(観覧料等の還付)

第19条 条例第13条第2項ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により観覧、利用、複写又は撮影ができなくなったとき 当該観覧料の全額
- (2) 許可利用者が利用日の10日前（映像ホールについては1月前）までに利用取り止め届を提出したとき 当該使用料の全額
- (3) 許可利用者が利用日の5日前までに利用取り止め届を提出したとき（映像ホールを除く。）当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(観覧料の減免)

第20条 条例第14条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
- (2) 心身障がい者（療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「療育手帳等」という。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
- (3) 市内に居住する65歳以上の者が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

2 前項第1号又は第4号の規定により観覧料を減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館観覧料減免申請書（様式第6号）により教育長に申請しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、療育手帳等又は本市が発行するシルバー手帳を職員に提示しなければならない。

(使用料の減免)

第21条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
- (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき 当該使用料の全額

(4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額（数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下であるとき 当該使用料（附属設備の使用料を除く。）の額に0.5を乗じて得た額

(6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の全額

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館使用料減免申請書（様式第7号）により教育長に申請しなければならない。ただし、本市が主催する行事に利用する場合は、この限りではない。

（入館者及び許可利用者の心得）

第22条 総合図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 総合図書館の施設、附属設備、備品又は図書資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他の入館者に迷惑をかけること。

(3) 所定の場所以外で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。

(5) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。

(6) 館内を不潔にしないこと。

(7) 許可なくして図書資料等の撮影等をしないこと。

(8) 総合図書館の施設、附属設備、備品又は図書資料等の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。

(9) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

2 許可利用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人数は、当該施設の所定の人員を超えないこと。

(2) 条例第7条各号のいずれかに該当する者に対しては、当該施設への入場を拒み、又は退場を命ずること。

(3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(4) 当該施設への入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

（利用後の点検）

第23条 許可利用者は、総合図書館の施設、附属設備及び備品の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

（図書資料等の貸出対象者）

第24条 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等の個人貸出を受けることができる。

2 前項に規定する者のほか、館長が特に認める者もまた同様とする。

3 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの（以下「団体」という。）は、総合図書館（分館を除く。）の図書資料の団体貸出を受けることができる。

（登録手続）

第25条 図書資料等の貸出を受けようとする者は、個人にあっては図書貸出登録申込書を、団体にあっては団体貸出登録申請書を館長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の規定による登録を行った者（以下「登録利用者」という。）に対しては、個人にあっては貸出カードを団体にあっては団体貸出登録書を交付するものとする。

3 貸出カードの有効期間は3年間とし、団体貸出登録書の有効期間は登録した年度の末日までとする。

4 登録に係る事項について異動を生じたとき、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を紛失したときは、登録利用者は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

5 虚偽の登録を行い、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為を行った登録利用者に対しては、その登録を取り消すことがある。

(貸出の手続)

第26条 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書をそれぞれ提出し、又は提示しなければならない。ただし、他の手段により登録利用者であることが確認できるときは、この限りではない。

(貸出の制限)

第27条 次の各号のいずれかに該当する図書資料等は、特に館長が認める場合を除き貸出をしない。

- (1) 図書資料のうち参考図書
- (2) 映像資料（ビデオテープ、コンパクトディスク、デジタル・バーサタイル・ディスク及びカセットブックを除く。）
- (3) 文書資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な図書資料及び映像資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

第28条 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。

- (1) 図書資料の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (2) 映像資料（コンパクトディスク及びカセットブックに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき2枚以内又は2本以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (3) 映像資料（ビデオテープ、デジタル・バーサタイル・ディスクに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき1枚又は1本とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

2 図書資料の団体貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出を受ける団体の規模等に応じて館長が別に定める。

(図書資料の管理)

第29条 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた図書資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出の停止)

第30条 館長は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他この規則及び総合図書館の管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。

(様式)

第31条 第25条第1項に規定する図書貸出登録申請書及び団体貸出登録申請書、同条第2項に規定する貸出カード及び団体貸出登録書の様式は、館長が定める。

(図書資料等の寄贈及び寄託)

第32条 総合図書館は、図書資料等の寄贈及び寄託を受けることができる。

(寄託資料の取扱い)

第33条 寄託を受けた図書資料等は、寄託についての特別の条件がある場合のほか、他の図書資料等と同様の取扱いをするものとする。ただし、貸出については、寄託者の承諾がある場合に限り行うものとする。

(寄託期間)

第34条 図書資料等の寄託期間は、寄託者と館長が協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該図書資料等を返還することができる。

(免責)

第35条 寄託を受けた図書資料等が、天災地変その他不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、教育委員会はその責めを追わないものとする。

(審議会の委員の委嘱)

第36条 条例第18条に規定する福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会の会長及び副会長)

第37条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委任)

第39条 この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(福岡市民図書館条例施行規則の廃止)

- 2 福岡市民図書館条例施行規則(昭和51年福岡市教育委員会規則第16号)は、廃止する。

附 則(平成10年12月28日教規則第6号)

この規則は、平成11年1月5日から施行する。

附 則(平成12年3月30日教規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日教規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日教規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付した貸出カード及び団体貸出登録書の有効期限は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則第25条第3項の規定にかかわらず、貸出カードについては平成17年3月31日までとし、団体貸出登録書については平成15年3月31日までとする。

附 則(平成14年7月29日教規則第15号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日教規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日教規則第8号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年1月13日教規則第1号)

この規則は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成17年3月24日教規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4大島村の項を削る改正規定は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年7月14日教規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市教育委員会規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成18年10月30日教規則第9号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日教規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日教規則第10号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月20日教規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日教規則第12号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日教規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1
 附属設備使用料

種別	区 別	単 位	金 額
照明設備	ピンスポットライト	1台	310円
	ホリゾンライト	1式	1,000円
音響設備	拡声装置	1式	2,530円
	ステージスピーカー	1対	1,000円
	コンデンサマイク	1本	800円
	ダイナミックマイク	1本	340円
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520円
	CDプレーヤー	1台	800円
	カセットデッキ	1台	1,670円
	オープンデッキ	1台	2,300円
	同時通訳装置	1式	6,300円
舞台設備	演台	1台	730円
	バトン	1本	730円
映写設備	35ミリ映写機	1台	6,050円
	16ミリ映写機	1台	2,530円
	ハイビジョンプロジェクター	1台	8,000円
	ビデオプロジェクター	1台	2,530円
	ビデオデッキ	1台	2,000円
	LCプレーヤー	1台	2,000円
	スライドプロジェクター	1台	1,670円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,670円
	スクリーン	1張	1,670円

備考

- この表に掲げる使用料は、午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで（会議室については午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで及び午後4時から午後7時まで）をそれぞれ1回とした使用料とする。
- 午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後7時まで）の使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の額に2を乗じて得た額とし、午前10時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後7時まで）の使用料については、同項の1回とした使用料の額に3を乗じて得た額とする。
- 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの使用料は、1時間までごとにこの表に掲げる使用料の額に0.25を乗じて得た額を加算する。

別表第2

複写手数料

区 分		単 位	金 額
電子複写式複写 (モノクローム)	A 3, B 4, A 4 及びB 5	1 枚	10円
電子複写式複写 (カラー)	A 3, B 4 及びA 4	1 枚	100円
電子情報複写	A 4	1 枚	10円
マイクロフィルムからの複写	A 3	1 枚	80円
	A 4	1 枚	60円

備考 電子複写式複写, 電子情報複写及びマイクロフィルムからの複写に用いる用紙の規格は, 日本工業規格による。

別表第3

撮影等手数料

区 分			金 額	
撮 影	モノクローム	A	1点1回につき	220円
		B	1点1回につき	1,650円
	カラー	A	1点1回につき	440円
		B	1点1回につき	2,200円
模写・模造			1点1回につき	1,650円

備考 Aは学術研究を目的とする場合, Bは学術研究以外を目的とする場合とする。

(以下様式省略)

別表第4

筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	糸島市	古賀市
福津市	那珂川町	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町
久山町	粕屋町					

3. 図書館法

昭和25年4月30日 法律第118号
最終改正 平成20年6月11日 法律第59号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (8) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- (1) 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - (2) 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
 - (3) 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの。
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの。
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- (1) 司書の資格を有する者
 - (2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

(1) 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

- (2) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

～以下省略～

4. 著作権法（抜粋）

昭和45年5月6日 法律第48号

(図書館等における複製)

第31条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条に置いて「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- (1) 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を1人につき1部提供する場合
- (2) 図書館資料の保存のため必要がある場合
- (3) 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

5. 著作権法施行令（抜粋）

昭和45年12月10日 政令第335号

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第1条の3 法第31条（法律第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものとする。

- (1) 図書館法第2条第1項の図書館
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校（次号において「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
- (3) 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
- (4) 図書、記録その他著作物の原作品及び複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
- (5) 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（次条から第3条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前2号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの。

6. 公文書館法

昭和62年12月15日 法律第115号

（目的）

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

7. 博物館法(抜粋)

昭和26年12月1日 法律第285号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- (3) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- (4) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (5) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- (6) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (7) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(8) 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

(9) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(10) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(11) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

8. 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9. 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

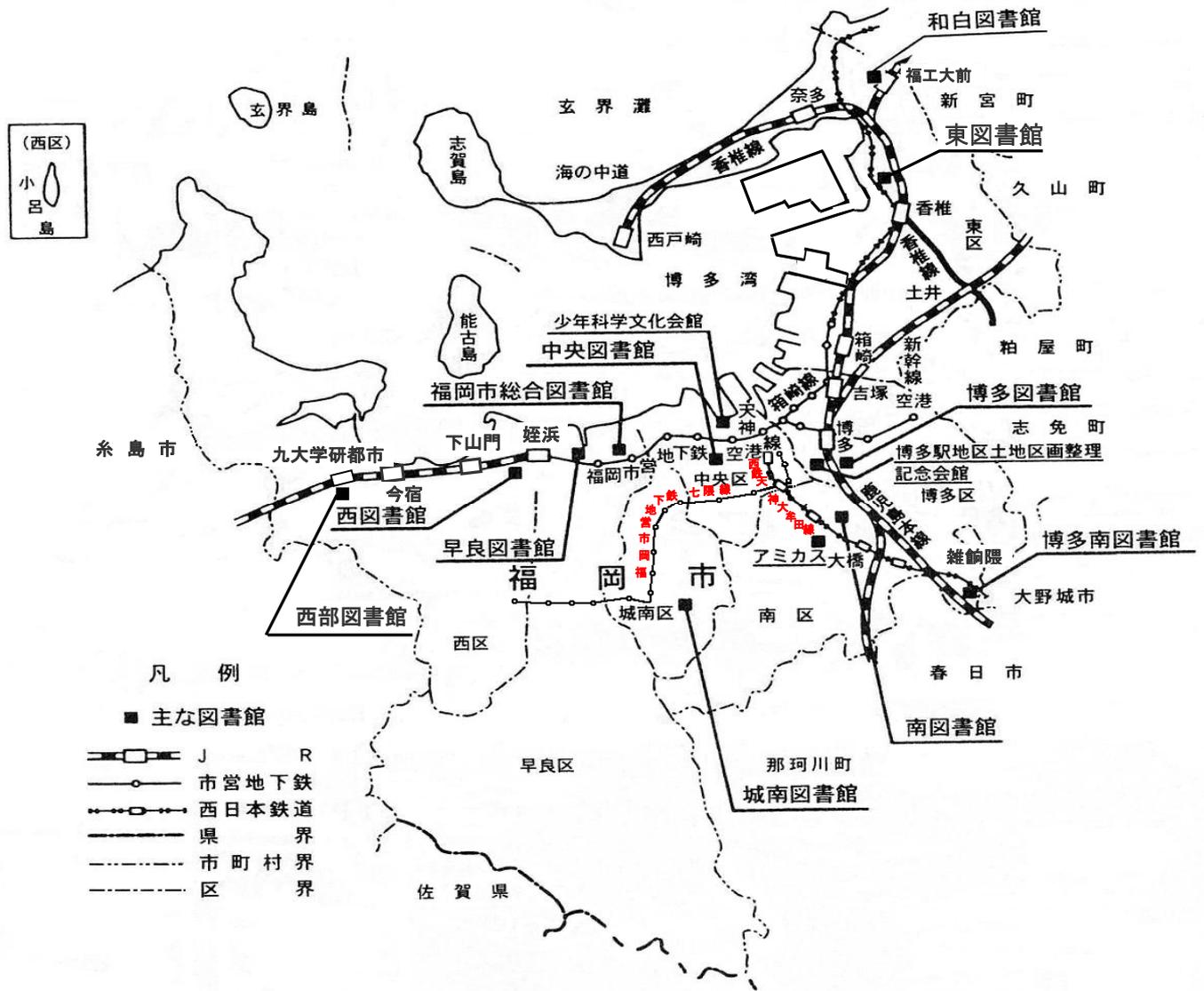
第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

VI. 福岡市勢概要

1. 図書施設配置図



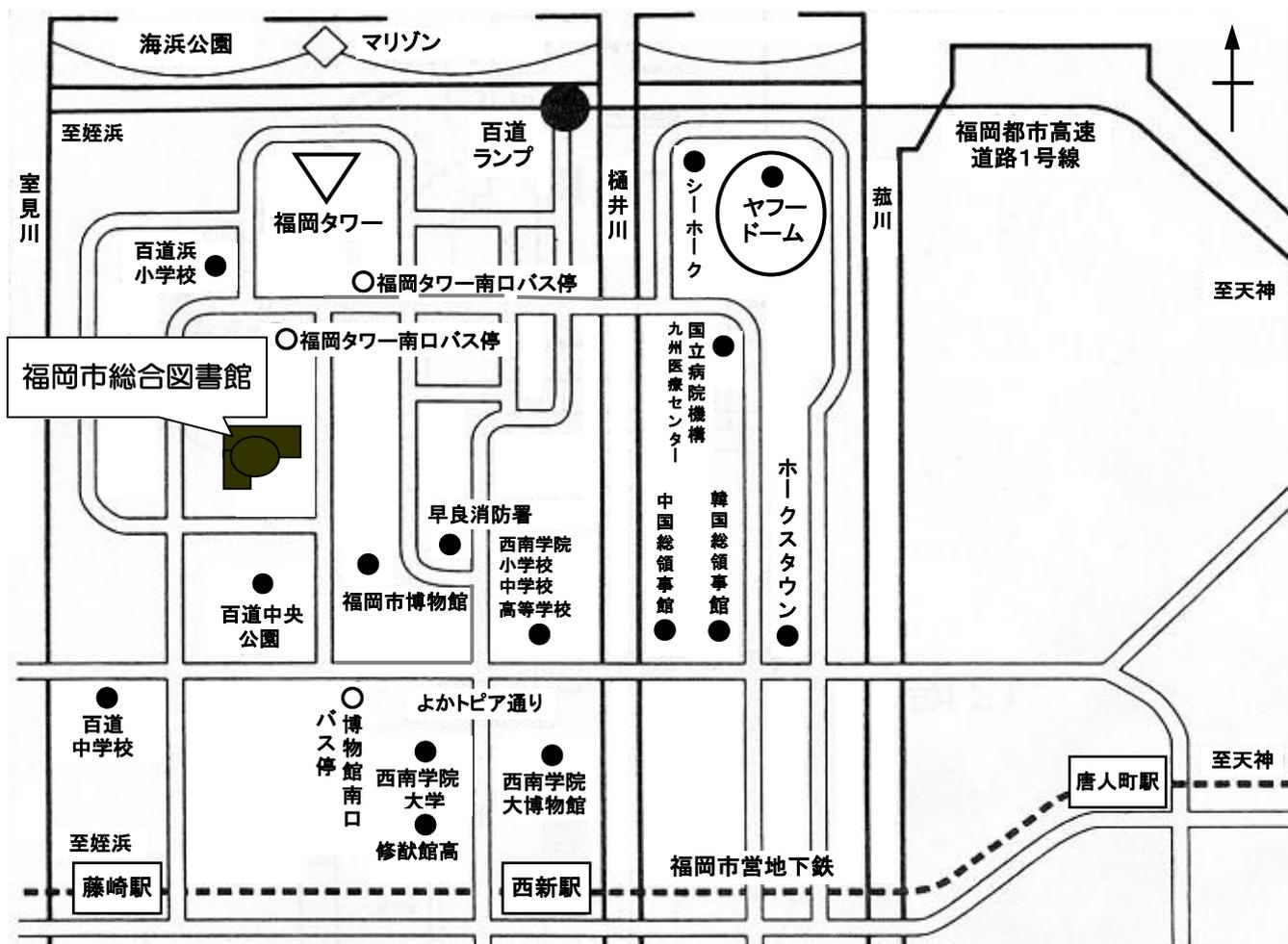
2. 面積、人口、世帯数

平成23年4月1日現在

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数
全市	341.32	1,469,069	712,915
東区	67.98	293,452	134,369
博多区	31.47	213,822	125,837
中央区	15.16	179,499	107,846
南区	30.98	247,451	113,453
城南区	16.02	128,759	62,226
早良区	95.88	212,112	90,674
西区	83.83	193,974	78,510

- 注(1) 面積は、国土院の平成22年10月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。
 (2) 人口は、平成22年国勢調査結果(速報値)を基礎として、住民基本台帳及び外国人登録の異動状況等から算出した人口
 (3) 世帯数は、人口と同じ方法で算出した推計数
 ー福岡市統計調査課「福岡市推計人口」よりー

◇ 位置図



◇ 交通アクセス

市営地下鉄／西新駅又は藤崎駅下車徒歩15分

西鉄バス

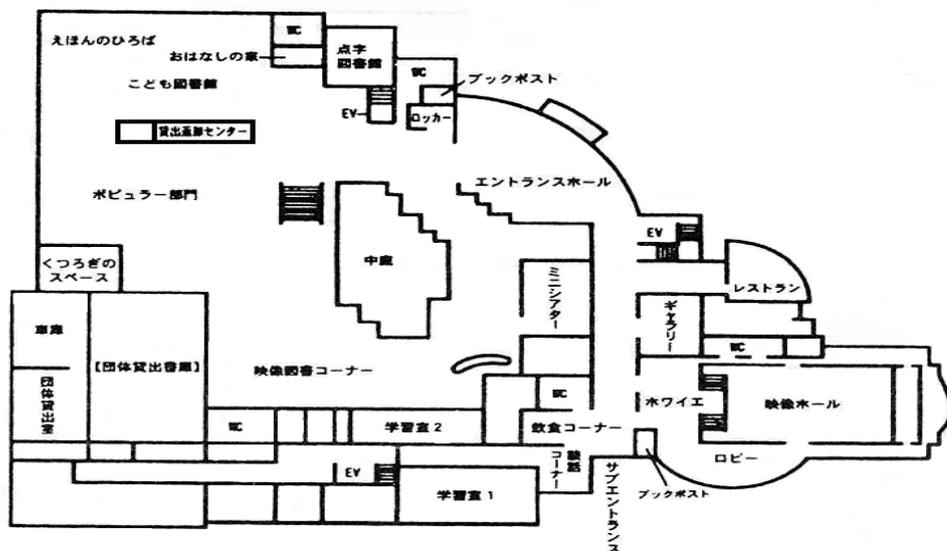
〈博多駅から約30分〉 福岡タワー南口（306, 312番）下車徒歩 3分
 ・博多駅交通センター1F

〈天神から約20分〉 福岡タワー南口（302, 305番ほか）下車徒歩 3分
 ・天神バスセンター前

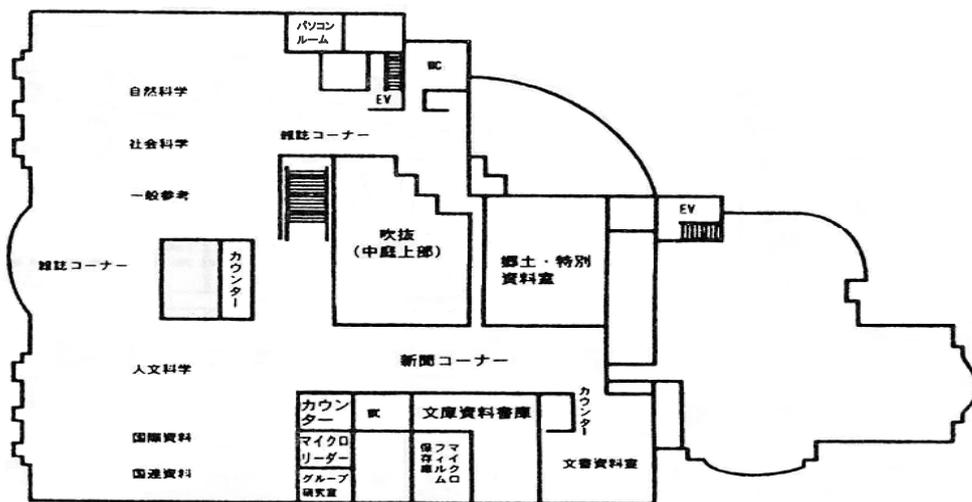
〈西新から約10分〉 福岡タワー南口ーTNC放送会館前（3, 95番）下車徒歩 5分
 ・西南学院大学前

〈藤崎から約10分〉 福岡タワー南口（1, 1-5, 2, 305, 306番）下車徒歩 3分
 ・藤崎バスターミナル

(1階)



(2階)



(3階)

